

1. 議 事 日 程 (3 日 目)

(平成28年那智勝浦町議会第4回定例会)

平成28年12月13日

9時29分 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

9 番 亀 井 二三男……………99

1. 町長の政治姿勢について

3 番 下 崎 弘 通…………… 112

1. 町長の政治姿勢について

1 番 荒 尾 典 男…………… 129

1. ふるさと納税について

2. 財政について

3. 大型事業について

1 2 番 東 信 介…………… 140

1. 新クリーンセンターについて

2. 観光施策について

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1 番 荒 尾 典 男

2 番 左 近 誠

3 番 下 崎 弘 通

4 番 中 岩 和 子

5 番 石 橋 徹 央

6 番 金 嶋 弘 幸

7 番 曾 根 和 仁

8 番 引 地 稔 治

9 番 亀 井 二三男

1 0 番 津 本 ・ 光

1 2 番 東 信 介

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

4 番 中 岩 和 子 離席 13時29分

1 1 番 森 本 隆 夫 欠席

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(14名)

町 長 寺 本 眞 一

副 町 長 植 地 篤 延

教 育 長 森 崇

消 防 長 峯 幸 生

参 事
(総務課長) 城 本 和 男

教 育 次 長 下 康 之

会 計 管 理 者 田 代 雅 伸

病 院 事 務 長 喜 田 直

税 務 課 長 久 葛 章 功

住 民 課 副 課 長 三 隅 祐 治

福 祉 課 長 塩 崎 圭 祐

観 光 産 業 課 長 在 仲 靖 二

建 設 課 長 橋 本 典 幸

水 道 課 長 関 正 行

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(3名)

事務局長 伊藤善之
事務局主査 青木徳之
事務局主査 疋田晋一

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） おはようございます。

再開に先立ち傍聴者の皆様をお願いをいたします。

傍聴に際しましては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時29分 開議

○議長（中岩和子君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（中岩和子君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に従って9番亀井議員の一般質問を許可します。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私の一般質問の要旨でございますが、新クリーンセンター建設推進についてということで4点ほど上げさせていただいております。

これまでの経緯という中での進みぐあいの中で順不同になるかと思っておりますがお許し願ひまして、質疑に入らせていただきたいと思っております。

町長におかれましては、新クリーンセンター建設に向け努力されていることに対し敬意を表します。さぞかし、現在の心境は複雑だと思っております。私も平成19年9月の現職であったとき、あなたから提案された決議の対応について夜も眠れない日々が続いたことが走馬灯のように今浮かんでまいります。

前置きはさておき、質問に入ります。

平成21年から太地町と本町でのクリーンセンター建設に向けて協議が始まったと理解しております。協議を進める中で平成22年7月29日、新宮市からの打診で同じく22年8月、協議期限には違いがあるが広域でやることは可能として、以後1市2町での協議が始まりました。が、平成23年9月、台風12号の襲来、被災により一時中断され、平成24年6月から1市2町での協議が再開されたと思われまます。

しかしながら、平成24年6月21日に市屋区役員が来庁され、新宮市まで入れての建設は反対であるとの陳情を受け、町長が新宮市に断りを入れ、7月23日に新宮市より手を引かざるを得ないとの連絡を受けたとあります。以降、2町での協議に入りました。その間、約2年、1市2町での協議、その後平成25年4月1日に建設準備室を設置、また平成26年4月1日に推進室を設置したと聞きます。

また、一方で長年の問題であります現クリーンセンターについては平成27年5月31日に天満区に期限延長の申し出をされております。それまで、平成19年9月6日、中村町長時代に使用期限を平成28年3月31日までと定めたものでありますが、平成23年9月の紀伊半島大水害を理由に、新病院のおくれとともに新クリーンセンターの計画がおくれている旨の説明をされたと新聞記事等で確認しております。そして、天満区の皆さんの理解のもと、平成33年3月31日までの5カ年の延長を受けてもらいました。平成27年12月28日、調印が行われました。町にとっては、この調印は非常に重く受けとめるべき延長であると思っております。

地方議会においては、平成28年3月と6月の定例会の一般質問において1市2町案の一般質問がされております。また、新宮市議会においても28年5月26日に教育民生委員会が開かれ、その中で新宮市も参加した1市2町案で検討すべきではないかと、そのような意見が相次いだとあります。

これらを踏まえ、平成28年7月6日、厚生常任委員長よりこの件については全議員での協議が必要と特別委員会設置に関する決議が出されて、新クリーンセンター建設調査特別委員会が設置されたということの流れになっています。

その後、3回の委員会での議論の末、9月議会において1市2町を含めた広域での新クリーンセンター建設計画推進を求める決議案が可決されました。これを受けとめ、9月26日、町長は太地町へこのことを御説明に行かれました。

一方では、9月28日、関係課長等が天満区評議委員会へこのことを説明に上がったと思えます。また、同日、決議に賛成した我々も天満区の評議委員会、同委員会に決議に至った経緯を説明し、期限協定を最優先厳守するためにも、あと4年半ある今でなければこのことが達成できないという決議のある旨の理解を求めてまいっております。

しかし、残念ながら太地町は9月29日の臨時会及び全員協議会で全会一致として翌30日に太地町長が来町され、町長に1市2町案はのめないとの撤退の申し入れがなされたと思えます。

さらに、10月3日、町長は新宮市長に共同事業化を求める意向を説明に上がりました。これより新宮市議会におかれましては、10月から11月にかけて教育民生委員会2回、総務建設委員会1回が開かれております。その委員会の総意としては、太地町が撤退したということもあって、新宮市の委員の中からは1市1町よりか1市2町の広域でやるべきではないか、またそのことに対して市長がリーダーシップをとって太地町に再度入ってもらうような話しかけをして1市2町でやるべきではないかというような意見が大方だったと思えます。その後の委員会の中で、市長は今広域か単独か両にらみ中であるということでもまだ結論が出ておらないと思えます。私は、今後の新宮市の行動を見据えていかなければならないと考えております。

また、私はこれらのことを踏まえた中で、将来を見据えたときに財政シミュレーションでは平成34年度から基金の取り崩しが始まること、また県の人口推計では2060年には現状今100万切ってますが100万人の半分の50万人程度まで激減するが、雇用の創出等で70万人を目標に上げておられます。この20万人の増を見込む要因としましては、恐らく県は京奈和道路の完成による和歌山市から橋本市までの紀北地方に道路網等も整備される中で雇用の創出をされるとい

う思いがあると思います。

本町を含む紀伊半島周回道路の完成を見ましても、果たして県がうたう雇用創出はできるんでしょうか。本町の推計人口は2040年には1万人を切ると思います。また、県が言っている2060年には今よりか半数以下になると思います。だからこそ、クリーンセンターに限らず広域行政が必要になることは目に見えていると思います。

昭和40年、観光会館や温泉病院等の建設で財政再建団体に陥ったことを御存じですか。当時はまだ人口が2万7,000人ほど、観光客も170万人ほど来ておりました。また、水産業も盛んな時期でありました。これらのことについても、そういったような時代でも再建団体に入ったんです。それも8年間という中で、行政も町民も一生懸命やって1年の短縮で戻ったということでございます。近い将来、この町は体力の限界を迎えることは必至です。今度再建団体にもし入ったら立ち直ることの難しさを知り、今手を打たなければならないと思います。

質問に入ります前に、ちょっと関連した中で町長にお伺いしますが、以前、平成27年11月18日の新聞記事を見ました中で、太地町長が記者との懇談をする中で太地町長が好きな尊敬する言葉だということで記載されております。前に10番議員も申し上げたと思いますが、株式会社栄興運取締役であります福田健児氏が好きな言葉だという言葉があります。これを披露させてもらいます。「真剣だと知恵が出る、中途半端だと愚痴が出る、いいかげんだと言いわげばかり」、この言葉を太地町長は熱く思っておられると思います。

町長にお聞きします。この言葉は誰が語った言葉か御存じですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今のちょっと意味がわからなかったのですが、誰が語った。

〔9番亀井二三男君「誰が言ったか。誰の言葉か」と呼ぶ〕

それは存じてません。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） これは、私も調べた中では読売巨人軍がV9を達成したときに貢献した元巨人軍監督であります川上哲治氏の言葉だと聞いております。私はこれを新聞記事を見たときに、今自分がどの立場であるのか、真剣に知恵を出しておるのか、また中途半端に人の悪口を言って愚痴ばかり言ってるのではないか、そういったことを私は思いました。

それらを踏まえ、町長もこの言葉をちょっと気にしながら御質問させていただきます。

町長が10月3日新宮市長を訪れた際、共同事業化を求めたとありますが、11月29日の紀南新聞の紀南抄の記事に新宮市には形だけの打診というような記事が掲載されておりますが、これについての町長の見解はどのように思っておられますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 太地町に訪問して、太地町の町長から29日に公文書で1市2町はできないというものをいただきました。それを受けて新宮市に行ったわけなんですけども、そのときに新宮市長と話をする中では太地町はこういう状況でございますと、我々としても議会の議決が1市2町と言われている中で太地町が離脱ということになれば1市1町の選択しかございませ

んということで、新宮はその辺についてどう考えられるかということ協議していただいけませんかということをお願いしました。

これは、当然その中でできる範囲というのは我々の思っているその期限の協定から始まって、場所の問題、いろいろなことの要素が膨らんでいきますし、またお互いのクリーンセンターに対する条件というんですか、ごみの分別から始まっているいろんなことがもろもろあろうかと思うんですけども、そういうのも含めて協議する中では、時間もかかるしどうということになるかまだ未確定の中で新宮市長にどうでしょうという問いかけはしています。

そういう結果の中、まだ正式に市長からはこうしますということはいたいていありませんので、今後新宮市との関係、その結果をもって我々も方向を決めなければいけないと考えております。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 町長今おっしゃいますように、真剣な中で、新聞記事に記載されたようにただ単に口だけで新宮市に形だけの打診、そういうことはあり得ないということでございます。理解してよろしいですか。

しかしながら、この1市1町、太地町が離脱した中で1市1町、またいろんな問題点、協議に上がってもらえないかということの申し入れしてると思いますが、市長にお会いしたときに、町長は平成24年7月に市屋区の反対を受けて1市2町での協議を新宮市に断りを入れております。そのことは触れられましたか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） そのことを直接的に触れてはないとは思いますが、当然その経過的过程中では雑談の中のような形では言ってるかと思うんです。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） これ、新宮市にお聞きしたというか私に連絡の中で、町長が来られて新宮市長と会われたと、市長はどう思っているのかということで、前回断ったことに触れずに、今回新たなこういった1市1町、また広域での申し入れがあったということに対して非常に新宮市長としては違和感を覚えたというような市長の見解を聞かされております。これはやはり一旦断りを入れた中で再度お願いに上がるところでございますので、丁重に行うべきではなかったかと思えます。

また、平成25年4月に準備室ができ、環境アセス等々進めてきたと思いますが、先日の町政懇談会の資料の中に平成26年4月、新クリーンセンター建設推進室設置とありましたが、この現状はいかがですか。お伺いします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） ちょっと質問の中身がわかりにくいんですが、町政懇談会の中では推進室、26年4月から新クリーンセンターの推進室を設置したということから資料説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9 番亀井君。

○9 番（亀井二三男君） 今、総務課長中身がわかりにくいということで、この26年4月の推進室設置というのは新クリーンセンター建設に向けての両町での推進室をやるということで一部事務組合で進めるということの中の本町2名、太地町1名の職員を派遣してやるということではなかったんですか。そういったことで今まで、その26年4月こういったものを設置とありますけども、それ以後、現在までこういった推進室の活動はあったんですか、なかったんですか。

○議長（中岩和子君） 住民副課長三隅君。

○住民課副課長（三隅祐治君） 新クリーンセンター建設推進室につきましては、平成26年4月1日から大浦浄苑のほうへ本町1名、そして太地町1名の職員が向向きまして、そしてまた住民課のほうへは兼務の職員1名とでソフト事業等の実施について事務処理を行っております。そして、27年度からにつきましては、それぞれの町に戻って新クリーンセンターの推進の事務のほうを進めております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9 番亀井君。

○9 番（亀井二三男君） 今、住民副課長の説明があったように、太地町と本町の職員が大浦浄苑で職務をするというような体制をとったと思いますが、厚生常任委員会の中でこれが触れられ、その今の太地町とうちの割合等々の問題があつて、給料等の問題があつておのおの大浦浄苑から離れたということだと思ひますが、こういった設置して今現在その実態が薄れている中で、町政懇談会の中であたかも活躍というか職員が一生懸命その推進室で頑張っているというようなことを記載した資料を提出するということは、これは町民に誤った認識を与えると思ひますが、いかがなものでしょうか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 町政懇談会におきましては、太地町とのクリーンセンター建設に向けての経過を平成26年から建設推進室の設置から説明させていただいたものでございます。それ以前の内容につきましては、今回は説明をさせていただいておりません。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9 番亀井君。

○9 番（亀井二三男君） この資料の中での経過、その26年4月から現在までの経過ということがありました。それで、私はこの26年4月の推進室の設置ということに対して、今どれだけの活動をしているのか少し疑問に思ひました。

次の問題ですけど、今までの予定していた大浦浄苑奥に、約40メートルの高台に建設用地が造成されました。10番議員も言っていたと思うんですけど、隣接される大辺路街道、二河峠が世界遺産に認定されると、そのことによってその場所での建設は無理ではないかという判断の中でこそ、この町政懇談会において総務課長は今候補地は白紙状態であるというような報告をされております。そして、私の11月21日の委員会で候補地があるのかという質問に対し、4カ

所ほどの候補地を上げられました。

先日の諸報告において用地選定については早急に進めたいとの報告がありましたが、町長に伺いますが、町民の方から私に対して、町長は町なかでは今建設用地がない、非常に難しい、大浦は太地町の兼ね合いがあって難しい、ほかの候補地は附帯工事が大き過ぎて難しい等々言われておるということを聞いた中で、その人がこのままでは期限協定守れるのかと、一遍質問してくれよということを言われました。

先日の諸報告のこの前半部分、非常に難しいという諸報告の前半部分のみが町なかに流れて、この全体が説明されておらないと思います。そういったことを町長、この町内かほかにも言われたことはございますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 確かには言ってます。ただ、我々としては29年度から太地町とやる場合には実施計画を本格的にやれるという段階まで進んでおりました。そういう中で、高台のところ、40メートル上のところにつくるか、またその下につくるかという問題はありましたけれども、当然そこで事業を進めるという見通しを立てておりましたけれども、9月の決議によりまして余儀なく1市2町という模索を手順を踏みながら進めておったわけでございます。

当然、釈迦に説法になろうかと思うんですけども、調査特別委員会という分に対しては当然調査を広くとって、審査を深め、その結果、こちらの方向がより正しく行けるであろうという、ということは当然太地町との1市2町に加わってくれるんかどうかという、そういうことも調査の上でやられたことと思います。

そういう中では、我々としては議会の議決を尊重して進めたと。新宮へも行ったときには感触がよかったという報告も本会議の中でも言われておりました。そういう中ではいけるのかなと、だからそういう面では相手方のところへ行って議決に対する内容等を言って進めてきた。

その中で、次に難しいという段階になったときに土地の手当てをまた一からやらなければならないということであれば、土地も4カ所ぐらいあるけれども難しいというのは、当然附帯工事も多くかかる場合もあるし、造成しなくてはならないという、大きな造成をやらなければならないとかそういう部分があったときには、土地の所有者が複数人にわたる場合になったら当然簡単に用地買収等できなくなるんじゃないかという、そういう意味では確かに難しいだろうと。

期限協定というのは、どうやったらそれを達成して守れるかということを我々も常に念頭に置きながら進めておるところでございますけれども、そういう意味では場所の選定というのは難しいと。どこにどういうふうにするかと、それがまだ新宮とうちも場所の候補地があればそれを具体的に新宮でどうですかという問いかけもできるんですけども、今のところまだその用地の選定も決まっていないと。そういう意味では我々としては難しい、私としては難しいだろうと。それが期限協定内ということになるとさらに難しくなるんじゃないかと。

委員会でも担当課長から36年ぐらいまで当然かかるんじゃないかという試算的なことは出てると思うんですけども、そういう意味も含めて、ただやれるという範囲の中で我々はそれを

諦めたわけではなくて、33年3月までの間しっかりとできる方向というのを、今回8番議員の中でも言われてましたけれども、我々はその期限、いつまでだったらそれが協定を守れるんかという範囲の中でぎりぎりの選択をしていかなければならないと、そういうふうに考えております。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 私、町長が言ったという言葉の中で、先日のこの諸報告の内容のとおり検討する事項もあります、用地として適切かどうか候補地も含めて検討していきます、そこまでしか言ってないです。難しいという立場で、その最後の建設の用地の選定については早急に進めてまいりたいと考えておりますと、諸報告でそこまで説明してあげたらやはり町民の方々も納得して安心してもらえるんじゃないかということで、今後ともそういった形の中で一生懸命、町長を初め職員も一生懸命頑張りやるねんと、選別早期にやりやるけども非常に難しいところもあって今一生懸命やりやるというような意味合いを込めて町民に説明をしてあげていただきたいと思います。

また、私は以前にも委員会にも申しましたが、新宮市の方向性を見守りながら期限協定を最優先厳守に考えるべきであるというようなことを申し上げました。諸報告のとおり、問題点、検討事項も含めて検討することでしょうが、先ほどもお聞きしましたが、町長は期限協定厳守が第一と、これが当然と考えておられることですね。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、今までそういう形で進めてきて、めどとしては太地と2町でやるということが期限協定の遵守につながっていくということを信じて私は今進めてきたところですけども、これから仕切り直しをやらなければならないというところでございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） この町長というか町と天満区が締結した期限協定の厳守というのは、本当に重大な問題で大事だと考えております。これを厳守するに当たっては、担当部局はもとより管理職全員が一丸となって、先ほど申し上げた言葉の中の「真剣だと知恵が出る」という言葉があります、真剣に考えて、知恵を出し合って、それで期限協定の厳守に向かつてのよい方向性を今後早急に見出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 候補地の選定につきましては、町政報告でも町長が報告させていただきましたとおり、先ほどの言葉ですが建設用地の選定について早急に進めてまいりますということでございます。特別委員会のほうでもいろいろと御意見等も伺いしておりますけれども、議員各位におかれましても建設用地の確保、また地元の御理解を得るべく御協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） よろしくお願ひします。

最後に、この那智勝浦町廃棄物減量審議会についてお聞きします。

私は1年生議員でありますので、過去の経過等を教えていただきながら質問をしたいと思っております。

この審議会は、平成18年12月28日条例第30号がもとになっていると思いますが、このときのこの条例第30号は町が指定ごみ袋導入に至った際に制定されたものですね。お伺いします。

○議長（中岩和子君） 住民副課長三隅君。

○住民課副課長（三隅祐治君） お答えします。

那智勝浦町廃棄物処理及び清掃に関する条例につきましては、平成19年度からのごみ袋の有料化を前に廃棄物処理手数料等を設置して制定したものでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） その第9条に、廃棄物減量等推進審議会、以下審議会をいうと、この審議会を置くというような形でなされております。それに従って、平成26年2月10日規則第2号で審議会規則が施行されておりますが、私の平成27年7月以降の議員活動の中でこの審議会予算がたびたび計上されております。

その中で、私の中の1年ちょっとの間で見ましても、平成26年の決算、また平成27年補正予算、9月ですか、平成27年決算報告では担当課長からいろんな中での説明が議事録を見通してもこの限りなされておりましたので、私も今副課長が申しましたように廃棄物の減量等を審議する会であるとの認識でございました。また、平成26年決算での事務報告の30ページの末尾に少し掲載されておりますが、これでは私は理解し切れませんでした。

これらを踏まえた中で、審議会規則第2条で所掌事務があります。一般廃棄物の減量及び再生利用の促進に関する事項、一般廃棄物の適正処理に関する事項、前各号に定めるもののほか一般廃棄物に関して必要な事項等々がうたわれておりますが、この中で平成26年度3月ですか、2月ですかに審議会が委嘱され、また諮問、答申があったと思います。26年5月に諮問があって、7月に先進地視察についての議題があって、27年3月ですか、26年3月というたかな、答申の提出が3月20日にあったと思いますが、この26年の委嘱、諮問、答申、また2期目の委嘱、諮問、答申等について、議会では報告なり審議されたことがございますか。

○議長（中岩和子君） 住民副課長三隅君。

○住民課副課長（三隅祐治君） お答えします。

廃棄物減量等推進審議会の内容、諮問、答申等についての議会への報告の内容ということだと思います。

議会への報告につきましては、平成26年3月議会の厚生常任委員会のほうで、廃棄物減量等推進審議会の委員を10名程度委嘱のため各団体をお願いしていることをお伝えしております。そして、26年度6月の厚生常任委員会では、町長の諮問を受けて廃棄物審議会が新クリーンセンターの建設整備のあり方などについて意見を出していくこと、5月21日の審議会で1日の処理量を25トン、焼却方式としてストーカー炉の優位性について確認していること、26年9月議

会の厚生常任委員会では、一般廃棄物処理整備基本計画については廃棄物減量等推進審議会の委員の意見を聴取して素案を修正中であり、12月完成予定であること、審議会の視察を10月下旬に予定していることを報告させていただいております。そして、26年12月議会の厚生常任委員会では、10月の視察の件、11月28日に出された中間報告の写しを配付させていただき、その内容のほうを報告させていただいております。焼却炉についての内容でございます。

そして、2期目になるんですけども、27年12月議会の厚生常任委員会では、廃棄物減量等推進審議会を10月30日に11名を委嘱したこと、会長が小谷会長であること、廃棄物処理状況等の報告と審議を10月と翌年2月に行うことを報告させていただいております。その際には諮問書の写しを配付させていただいております。

そして、この28年12月の厚生常任委員会では、11月10日に出された答申の写しを委員に配付させていただいて、その答申内容について報告をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9 番亀井君。

○9 番（亀井二三男君） 今、副課長の報告の中で26年12月の議会において1期目の諮問の中間報告等がなされておる、また27年12月の議会において2期目の条例諮問書等が説明されておるといことです。答申は報告しておらないんですか、その1期目の。

○議長（中岩和子君） 住民副課長三隅君。

○住民課副課長（三隅祐治君） お答えします。

1期目の答申については、議会のほうへの答申としての報告はなされておりません。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9 番亀井君。

○9 番（亀井二三男君） 1期目の答申はされておらないが、2期目はこの議会の8日ですか、厚生常任委員会に提出されたと。しかしながら、私見る限り、私はこの新聞紙上の中で決議が審議会を無視という紀南新聞の記事、また那智勝浦町新クリーンセンター問題、停滞せずに建設推進をという審議会会長のコメントと、これは熊野新聞、こういった記事が紀南新聞は11月30日、熊野新聞は12月3日、掲載されております。

これを見て私は副課長にもいろいろお尋ねしたんですけども、そういった中でこの答申書の1期目の答申、これ諮問が新クリーンセンターの問題について調査してもらえようような諮問内容だったと思います。その諮問を受けて、答申が会長からなされております。いろんなメーカー等のアンケートとか視察とかということをとられております。

そういった中で、この最初の1ページの初めに、1として新ごみ処理施設建設整備のあり方について基本的な考え方、ごみ処理施設は公衆衛生の確保から地域環境の保全になくなくてはならない施設であり、また環境対策や災害時の対応などについても十分配慮する必要があります。さらに、施設の整備に当たっては、近年自治体財政の逼迫などを考えると経済性の確保などについても特段配慮し広域処理を目指す必要がありますと、ここまでです、うたわれているの。広域処理が必要であると、財政が逼迫している中でのということの答申の内容。

しかしながら、その答申の最後に、また太地町、那智勝浦町、両町の合意形成のもと、一部事務組合事業として移行し、実のある広域化方針をもって取り組まれるよう希望しますということがあります。これが、先ほど質問したこの推進室の動きだと思います。そういったことが、答申として第1期目うたわれております。

そのことを踏まえて、この2期目の答申が11月10日になされております。今回、厚生常任委員会の中でごみ減量化に対する答申であるということで厚生常任委員会へその答申が出されたと思いますが、この平成26年6月、私はまだ何も知らないときに調べますと、このときに審議会を設置するという文言の委員会があったと思います。

そのときに、委員長はあくまでもこれは減量を考える審議会やなど、ごみの減量と施設などということは関係ないんじゃないかという質問に対して、当時の課長は焼却するということは自動的にごみを減量しますので、焼いて少なくなります、1割ぐらいになりますので、その部分で減量審議会の範疇とさせていただいていますというふうな形でこの建物も含まれますよというような意図のとれる答弁をされてます。

そういった中で、この2期目の答申で今新聞記事に載っているような会長のコメントが出ておるにもかかわらず、私この11月21日でしたか、特別委員会開催したときに住民課長以下担当職員出てきた中で、委員長から住民課長に報告する事項はありませんかという問いに対してありませんという答えでした。

これは、先日の2番議員の一般質問の中で、町長はそういった答申は町としてというか当局側としては尊重するものであって、これらを引き入れていくものであるというような答弁をされておりますが、これ審議会という位置づけは町長がその審議会に諮問して町長に答申するというものであって、ですから1期目の答申もなされなかった。

また、こういった特別委員会の後に各地方新聞の記事で会長のコメントが出された中でこの8日の厚生常任委員会に上げられたと私は理解しますが、当然こういったコメントが入る2期目の答申であればこの21日の特別委員会に提出していただいて、この審議会の会長からの答申を受けました、しかし最後に1市2町を含めた広域での新クリーンセンター建設計画を推進するを求める決議案の可決については、2町での建設計画を審議してきた審議会として遺憾に感じますというような報告を受けておる以上、この21日の特別委員会にこれを提案するべきじゃないですか。厚生常任委員会の別の部屋の委員会、総務常任委員会では誰もそういったものの中身を見ておりませんので、それで2番議員はそれを提案された内容をもってきのうは質問されたと思うんです。

私は、新聞記事を見てそういったことを調べた中で今質問しておるんです。これは、特別委員会に対してどういう立場のもので、何も町長と審議会との問題であって議会には関係ないんだと、重く受けとめていないということだったのでしょうか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議会に関係ないということではございません。ただ、町長に対する答申であることは御理解をいただきたいと思っております。

そして、この大浦での建設を前提にしたこの廃棄物の減量等についての御意見をお伺いするものでございまして、これまでも厚生常任委員会のほうにずっと報告をさせていただいております。今9番議員さんの御意見をお聞きして、特別委員会のほうにも説明、報告させていただくべきであったと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） これ、太地町とうちとの問題点がいろいろとあろうかと思えます。そういった形の中で推進室をいろいろと進めていく中で私もこの間の資料を見た中で、太地町が昨年3月、一般質問の中でやりとりをした中では、太地町は那智勝浦町へ建設費、均等割が8%、人口割92%ということで申し入れしてあるけども、太地町です、町長、それ那智勝浦から返事来たのかということに対して、担当課長は、いえ、来ておりませんと。太地町議員も町長もそうですけど、この8%、92%というこの問題について、太地町としてはそれが那智勝浦町にのんでもらえなければ単独でやるしかないというようなことを先手を打たれておるんです。

その先手を打たれた後の質問の中で、それ以降、そういった8%、92%というものについて議会に報告はなかったと思うんですけども、そのことでこの間からの一般質問の中では町長は2町でやる、2町でやるという中で、そういったものを解決することがたくさん出てこようかと思うんです。一部事務組合の中でやろうやないかということで、住民課長はこの前の説明では大浦浄苑でやったら職員の給与も浮いてくる、いろいろな経費が浮いてくる云々と言っておりますけども、そういった形で太地町からもうそれ以外はわしらは受け付けないよ、もう単独でやるよと言われておったら、うちはまだまだ問題点が出てくると思います。

それを早く、今太地町が去年の3月に一般質問した中のものを議会なりに理解を求めるために説明して、それで太地町の言うように8%、また議員定数も5対5でええというような返事ができるかどうかここで議論した中で一部事務組合でやるのかどうかというのを議論するべきだと思います。

その中で、太地町は一部事務組合の議員は5対5でなければ受け入れんよと、それが変わるんやったら単独でやるよというようなこの一般質問の内容です。それについて、以前のうちの一部事務組合の議員であります左近議員は串本町と古座川町のように6対3の議員構成でええやないかということを発表されたら、これは公式な場ではないです、我々の那智勝浦町側の議員の中で言われたと聞きました。それを受けて、荒尾議員もそういったことで、5対5やなくてやっぱり5対4にするんかどうかということも言われてます。それを太地町長が5対5でなければもうおりのよということを言われて先手を打たれたものですから、それらが何ら表に出てこずして今のまま進んでおると思います。そういったことを、やはり議会と当局側で常にか話し合いをした中で早く進めていくようにせなしたら、平成26年からこの28年の現在までそういったやりとりがなされてないと思います。

もとに戻りますけども、この11月30日の紀南新聞、12月3日の熊野新聞に載った記事について

て、取材に応じたのはどこですか、また誰ですか。お聞きします。この新聞記事にいろいろと載ってます、紀南新聞が11月30日、熊野新聞が12月3日。紀南新聞においては、この審議の答申の内容までうたわれて載っております、答申です。その内容の中で、審議会の会長が無視された、遺憾に思う、強い非難を持ったと、そういう記事です。厳しいコメントだと思いますけども、これの取材に応じたのは当局側というか役場側ではないんですか。

○議長（中岩和子君） 住民副課長三隅君。

○住民課副課長（三隅祐治君） お答えします。

こちらの廃棄物減量等審議会の内容については、電話で職員の者がその概要についてお答えしたということを聞いておりますけども、こちらの最後の記事であります停滞を招けば町議会の重大な責任問題になるといったようなことの、その内容の詳細までは答えておりません。

以上です。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 多分、私コメントを求められたと思うんで、そういうような形で言ったと思います。

議員、先ほど来言ってますように、負担割合等についてとか議員の定数等について、それは議会の中では四分六とか七三とかというようなことは言われていて、太地から早いところ5対5なんか四分六なんか七三なんかということは求められたと思うんで、議会のほうに求められたと思うんです、一部事務組合の中で。

〔9番亀井二三男君「議会のほうですか」と呼ぶ〕

雑談かどうかはわかりませんが。ただ、8%というのは、均等割のことを当時前議会構成のときに5%というのが一部事務組合、今の一部事務組合は均等割が5%ということで、うちは当時10%という主張をした部分があったんですけども、そこは8%で落ちつくような形で話は進んでいたということでございます。ただ、あとは人数割とか財政割とかいろんな割合の方法があるかと思うんですけども、そういう中でどういうふうにするかということは、細部にわたってそういうことが進んでいった中で、前議会では太地と進めていくのを容認されて進めてきたということでございます。

ただ、その次に特別委員会が新たに7月に設置されたときに、それ以前からそういうものを設置して本当は審査を深めていくというのが議会のあり方かと思うんですけども、そういう中で我々は議会に注文するわけでもなかったんでその点はこちらの落ち度かわかりませんが、当然そういうことを細かく議会のほうも調べていただく、我々も聞かれることについては忠実に報告するということなんですけれども。ちなみに、委員長がそういうことを委員会の中ではリードしていくというのが通常でありますし、そういうことを聞かれんことを言わんというわけでもないんですけども、当然我々は委員会としてのあり方としては進め方というのは先輩議員等にいろいろと私も教わってきて、こういう特別委員会の場合はこういう経過の中でやっていくということを進めていくというわけでございます。

そういう意味では、我々としても議員おっしゃるような太地とどうのこうのというんじゃないな

くて、我々自身もそのところは当然考えて進めているというわけでございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今町長が言われたように、一部事務組合の中で5対5の中で管理者太地町で議長が那智勝浦町です。そういった中で5対5云々、いろんな問題があった中で結論が以前から出ておらなかったと思うんです、8%、92%という。そういった中で、私らもこの前の一部事務組合の中で会議が終わってから、太地町の議員に8%、92%と言ったのに一つも返事来んやないかと、どうなったんかって言われたんです。

それが、果たして一部事務組合でよっしゃ、いいですよって言われても、うちの議員、ここのうち定数12人です、ここで賛否とったときに11人です。そうなったときに、5人の中であそこの一部事務組合でこうだと決まった中をここへ報告した中で、委員会でもそうです、今後予算計上した中で、6対5で、いや、それはあかんぞって言われることがありますよね。そういったことを含めて、前には左近議員も言うたように議員定数が6対3のほうがええんやないかとかいろんな問題があつて、それ以降審議されてなかったと思うんです。

太地町は、5人の方がおられましたら、あそこは10人ですか、議員定数、その中では当然決まったことはすんなり行くと思うんですけど、そういった問題がもろもろある中で、私はその一部事務組合に推進室なりそういったものを置くと言いながらまだそういったものが置かれてない、ならばうちとしてはどういう立場の中でやってくかということも十分協議しながら、私どもも今町長言われたように委員会の中のいきさつ、また一部事務組合のいきさつ等も勉強させていただきますが、ある程度腹を割った話し合いを進めていきたいと、このように思います。

また、今この問題に戻りますけど、副課長先ほど言われましたように、担当課のほうへ電話で取材があつて、こういった詳しいことは言われていないということでもあります。だとしたら、これは当然こういった審議会の会長のコメントが出されておりますんで審議会の会長のところへも取材に行ったと思いますが、この内容を、これどうこうないと思うんですけど、皆さんお持ちですか、審議会の第6条の中に、委員は公正な立場を遵守し、その職務に関し不正の疑いを受けないよう配慮するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とするという守秘義務がうたわれているんです。

これ、私、そんなこと言うつもりはなかったんですけども、我々特別委員会というんか議員のほうも全然こういうのを知らなくて新聞記事にぱっと出てきた、こういった中でこういう中身のあるものが事前にある、ましてや会長はこの1市2町の決議案に対して非常に遺憾であると、言ったら審議会をばかにしたようなことをしたというようなコメントが載ってあるんです。これ、内容等が新聞紙上で町民の方に全部が知れ渡っていったということは第6条には触れることはないんですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員おっしゃっておられるのは、その審議会の規則の中の第6条の守秘義務の件だと思います。

私、新聞記事も見させていただいたんですけども、会長としての御意見を述べただけで、その守秘義務等には該当しないというふうにして考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） そしたら、この審議会の審議する内容的なものでこういった守秘義務に当たるような行為は何かあるんですか。例えば、こういうことをやったら守秘義務に違反しますよというこの審議会の内容は何かあるんですか。教えてください、例えば。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 例えばですけども、ごみの減量に関する契約の内容とかそういうふうなこと、どこどこと契約をしているとかどれぐらいの金額でとかそういうことを資料の中で知った場合、それを漏らしたりするとこれはもう守秘義務違反に該当するのではないかと考えます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） その話し合い、そういったごみの減量の契約についての話し合いの過程であったら、やはりまだ決まってないことですので守秘義務に当たるとは思いますけども、そういったもの、ここと契約していますどうこうってもう契約に至ったときに対しては何ら問題ないと思いますけども、詳しくはいいです。

いろいろと過去のことを振り返っての質問になりましたが、丁重なる御答弁をいただきました。

終わりに当たりまして、私最近特に感じますのが今の最近の新聞記事につきまして等々、私も両方の地方紙を求めて、毎日毎日きょうは載ってないかというようにいつも持って、このように新聞記事を常に載ったときは皆コピーしておるんですけども、最近の新聞記事は当局側にしても議会側にしてもこの新聞記事の内容、ちょっとどこかに偏ったような記事が常に載っているように感じますけども、これは私だけが感じるものなんでしょうか。

いろいろありますけども、これで私の一般質問を終わらせてもらいます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開11時。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時41分 休憩

11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

次に、3番下崎議員の一般質問を許可します。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それでは、私の一般質問をさせていただきます。

町長の政治姿勢についてということで、新クリーンセンター建設事業の経過についてと、1市2町を含めた広域での新クリーンセンター建設計画推進を求める決議についてということでお尋ねさせていただきます。

まず、経過の中で廃棄物減量等推進審議会についてお尋ねしますが、この審議会は町長、あなたが諮問して町長が答申を受ける、町長はその答申を尊重し、議会との協議を重ね、意見を聞き、調整を進める努力をすること、このことが必要です。

これは、議会が諮問したものではなく、答申についても議会は報告を受けていない。先ほどの、ことしの12月8日に厚生常任委員会の報告は2期目の報告があったということは聞きましたが、1期目の答申内容は受けていないんです。それなのに、町から議会への協議や町長自身の何らの調整努力が全然見られない。答申どおり決定するんなら議会は必要ないんです、議会の存在価値がないんです、そうですね。

ほかに、町には町長が諮問し、答申を受ける審議会というのは私調べたら7件ほど見つかったんですけども、この中で長期総合計画審議会だけは町から議会に長期総合計画を報告すると、それは議会では受けませんが、ほかは報告を受けない、そういうことですね、町長。お尋ねします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 審議会の報告でございますけども、長期総合計画は確かに議会のほう、委員会のほうにも御報告させていただいてます。ほかの審議会についても、必要であれば委員会のほうに報告をさせていただいていると思うんですけども。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 先ほどの亀井議員の一般質問の中で1期目の報告はしていないという住民副課長の答弁でしたよね。そして、ほかの答申なんかでも議会へその写しが提案されるようなことはないですよ。長期総合計画審議会、特別職報酬等審議会、そして文化財審議会、歴史的文化的景観保全審議会、廃棄物減量等推進審議会、今の、町立温泉病院運営に対する審議会、都市計画審議会とこのように調べただけで7つの審議会があるんですけども、これ答申内容やその写しは出ませんよね、そういうことですね。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 経過を見ても、答申を私が受けるように紙で答申しますという形は議会のほうにはしてないかもわかりませんが、その内容については委員会で、この委員会のてんまつを見てもやっておろうかと思うんです。

答申ということ言われたとかどうかということはどうかわかりませんが、恐らくその内容についてはこういうことがどうですかというような何らかの形で委員会の中では言われていると私は思っております。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） その中でどうしても必要な協議することができたら議会の中でなり委員

会の中でも報告して、そういう協議をするということもあったと思うんです。

それはそれで結構なんですけども、次に先ほどの亀井議員の中でもありましたけども、一部事務組合、全員協議会、これは意見交換会だったんですけども、平成27年2月20日に行われたんですけども、その中で建設負担割合や均等割、人口割の比較表の提案とか議会構成議員数5名対5名の見直し意見とかがありましたよね。

その中の意見として、串本、古座川のごみ処理施設の組合は議員数、串本町6名対古座川町3名だという意見もあったと思うんです。串本町の人口は約1万7,800人、古座川町は約3,000人、人口比で見ると約6対1の割合なんです。そのときは負担割合、議会構成について、今後それぞれの町、議会で検討するとなったわけですか、そうですね、そのとき町長も管理者ということで同席していたんで間違いないですね。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、組合という観点からすると、意見が五分五分でなければならない、協同組合法の中でも1口は1口、100万円しても出資1口の権限しかないというのと同じで、事務組合であったとしても、お互いの権利主張するときに偏ったことがあれば、ほかのところにもいろんな形の複数の自治体の構成があればいろんな形はとれるかわかりませんが、1対1の場合だったら、当然私の考えとしては五分五分の人数でよろしいと思うんです。

ほんなら、五分五分になったらその議会構成員の議員の出費額というのが不公平が生じるじゃないかという、お互いの、太地の分を負担せなあかんということになれば、議員構成の議会費の中は五分五分でそれは負担をしていくと。運営については、焼却の場合だったら焼却の割合数で運営するというのがこれが一番平等なやり方じゃないかなと思っております。

そういう意味で、ほかの自治体は議員の定数をどうこうするというのは、提案してそれをするのであれば、議員のほうからもそういうふうな形で議会からも提案されたらその辺の審議は当然そこに反映するということになるろうかと思うんですけど、私としては五分五分でやって、その費用についてはその部分は折半というのが私は一番平等な運営でいけるんじゃないかなと考えて、そういうふうな形をとっておりました。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 私は、議員数5対5の費用の割合を5対5にせえとか負担をせえとか、そういうことを言ってるんじゃないです。5名対5名の場合、議長は那智勝浦町から出る、そしてたら議会構成というのは4名対5名になるんです。ですから、太地町のほうの議員のほうが多いんです。そういうことで、人口数がこれだけ違う串本町は、串本町の人口は1万7,800人、古座川町は3,000人、こうした中でそういう公平性を保つために人数の負担をこうやって変えているというところもあるんです。そういうことを今お聞きしたわけです。

この件はこれにして、私は10月の委員会まで知らなかったんですけども、昨年平成27年3月、太地町議会での一般質問の件ですけども、一議員さんが太地町は建設の負担割合は均等割8%、総人口割92%、先ほども出ましたけどこれを提案したと。勝浦からの返事はとの問いに、太地の課長さんの答弁はありませんとのこと。そして、勝浦から議員数5名対5名の

変更を言うのなら単独でやればいい、町長の考えはと問われて、三軒町長さんは、私の考えは議員と一緒に、議員の人数のことを言うのならそのときは打ち切りです。太地町の決意ははっきりしており、議会とも一致している。その提案で受け入れられないのなら私たちは単独でやりますと、人口3,300人の太地の町長さん、議員さんはこのように発言しているんです。

私、これ大変町を思う気持ち、町の利益を思う気持ちのあらわれではないかと感心しております。それだけ町益を考慮してきちんと検討されているんです。このことについても、この太地町の考えが全然我々議会のほうに報告も連絡もないんです。どうですか町長、お尋ねします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 8%というのは何らかの形で言ってるんじゃないかなとは思いますが、太地が言うように五分五分じゃなかったらだめだというのは、もう単独でいきますっていうのは太地町益やと言うかわかりませんが、我々もそれに甘んじて進めていけるということになるかと思うんです。例えば、大きいところでやるんだったらもうそれはそっちでやってくれたらいいですよと、あなたの言うとおりでというわけにはいかんです、やっぱり主張はするでしょう。

その中で、大きいところはやっぱりそういう部分でも包容力のある対応をしなければ、隣同士でいっつもいがみ合いながら、牽制しながら進んでいくというそういう行政であっては私にはならないと思うんです。だから、そういう意味ではお互いが譲り合えるところは譲り合っていくというのが普通の大人の解決方法じゃないかなと思います。

太地が特別そういうふうにして強く言うたわけでもなく、いろいろな議論の中の根底はあろうかと思うんです。私もいろいろと太地の町長とは意見交換をしますので、その辺については理解はしていけると考えております。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） いがみ合い牽制し合うと、そういうことはないんです。何も、譲り合うんですしたらお互いあれだったらこちらへ提案して、それを太地町の考えはこういうことですよ、那智勝浦町の考えはどうですかというて、それを提案して議論するのが本来の形じゃないですか。何も公平性、那智勝浦町は那智勝浦町の町益というものがありますので、ある程度そういう面に立った中で議論し合わんと、そうですか、そのとおりにしましょうかと言うたら町の町益も何もないんです。ですから、公平な形の中でお互いが議論し合って決めていくことなんです。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） そもそも、この議論の中身というのは一部事務組合の中で議員の定数が比率定数的には悪いんちゃうかということが発端で、そのときは議会の議員に対して太地の議員がどうするんかって、こっちがそういう不満があるというのに、どうするんな、結論を出してくれてというのが発端だったと思うんです。それが、なかなか当時結論が出なかったということもあります。

そのときに、私のほうから議会の定数のことについて口出すというのも何ですし、それは提案を受ければそういうふうにして議案としては提出して審議できるかもわかりませんが。その結論というのは、あの当時下崎議員もありましたように報酬にしろちは一旦議会へ持ち帰ってなかったら返答ができないというような形式の中で、当時も人数の定数も議会でそれを審議するという事だったと思うんです、私の記憶では。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 議員の提案があったの中で、太地の議員はそういう提案があった。それをこちらへ持ち帰って、今後我々議会の中でも、そして町が入って町のほうが提案して、こういう一部事務組合の規約改正というのは町からの提案をもとに議会が審議するんです。一部事務組合、あの規約の改正、これ必要なんです。それぞれの町、那智勝浦町なら那智勝浦町、太地町は太地町、そこで可決しないと、両町が合った意見で可決しないと知事のほうへ報告はできませんので、そして承認を得るんです。ですから、あなたが責任を持ってそういう提案をし、調整しなければならぬんです。そういうことです。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私は5対5でええというんで提案する理由はございません。議会がそういうんであれば、議会のほうで総意がこういうことだと、この点について条例改正の提案をしてもらえませんかというんかどっちかです。私が、向こうが言ってるというのが、本当に議論もされるんであれば当然そこでいろいろなことあったでしょうけども、当時議会の議員同士がそういうふうな中でやりおうたことなんで、特に私は五分五分でええなと思っておりました。そのことを、議会に対して人数どうするということを太地のほうが投げかけたとは思っております。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 議会がそれぞれ勝手に案を出してもまとまらないんです。その中で町同士が話し合いをして、そして議会の中で提案して、議会同士が譲り合った形の中でこういうものは決めなあかん。そうですよ。議員から提案して議員からして決まっても、何ら効果ないでしょう。その話はそれで結構ですけど、そういうことです。お互い、それぞれが話し合いながら、町同士がやりながらせなんだら、何もまとまん話です。

それと、今現時点での一部事務組合の規約です。これ、大浦浄苑のし尿の施設の建設割合です、し尿施設のこれまでの施設を建設した割合、経費の分担割合ですけど、均等割が5%、総人口割95%と規約で規定されておまして、維持運営に関する経費の分担割合は、均等割7.5%、需要度割92%と条例で規定されております。

このように規約と条例の中で決められていますが、その27年度の一部事務組合の大浦浄苑のし尿処理の維持運営に関する負担金の割合は、太地町は12.88%の負担、本町は87.12%の負担、こういう状況です。太地町は下水道でのし尿処理人口が約60%近くあります、それで残り40%を大浦浄苑でし尿とか浄化槽汚泥を処理しているということなんでこの状況にも差がありますが、ごみとはまた違うんですね。これに今間違いないですね。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、ごみの場合のごみの比率というのはあろうかと思えます。その比率によって首長同士で話し合っておったのは、当然前年度実績の比率で次年度の負担割合を決めていこうというふうな形を模索をしておりました。そういうのは、ある経費負担のところになるとそういうところまで議論は進めていかなければならないかと思うんですけど、そこへ行くまでにこういう形になったんで、私としてもその機会というのはなかったというわけでございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっと今話わかりにくかったんですけど、経費負担をその都度相談し合っ  
て決めるって、これは規約と条例で決まってるんですよ。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） クリーンセンターについての部分についてです。大浦浄苑についてはござ  
いません。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） わかりました。

それに引きかえ、約5倍近くの人口、那智勝浦町は1万6,100人の町です、那智勝浦町は。それで、人口3,300人の町が太地町です。ですが、それに対して議員数、負担割合、何の提案も検討も対応もされていないんです、あなたは。また、町当局から議会に対して、両町にとってお互いに公平な形での議会構成、議員数、建設費の負担割合、維持運営費に関する負担割合について何らの提案、説明、協議もないんです、先ほども言いましたけど。

これについてはそれぞれの町で検討し、それぞれの議会において一部事務組合格約の変更または新設を決議する必要があるんです。議員数の人数とか負担割合、ごみとし尿では実態が違  
うんです、事業内容が異なるんです。町全員が、太地町の全員、那智勝浦町の全員がごみを出  
すんです、し尿とは違うんです。ですから、これが決まらなると2町での建設事業は決まっ  
ていないという状況なんです、結論が出ていないんです。そうですね。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 規約改正とか議員さんの割合とかも、当然一部事務組合で決  
めるものではございません。当局が議会の御意見を伺いながら決めていくものでございまし  
て、これまでは厚生常任委員会のほうでそういうお話、御相談をさせていただいているもの  
と考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） うちだけが条例を勝手に決めるわけにいかないんで、当然そのときは相手  
方の太地町ともすり合わせをした上でお互いが同じ時期に同じ条例の改正をするというのが原  
則論かと私は思います。

そういう中で、私としては大浦浄苑は今でもう何十年も今の状態を習慣的、慣例的にやっ

てきた部分があるかと思うんで、その部分を大きく変えるということはなかなか提案理由としてもしにくいという、その大きな転換期というのが、あり方も含めてクリーンセンターと同一の一部事務組合になる場合にそういうことも大きく議論できるかなとは思っておりますけども、今の大浦浄苑の部分については、なかなか何十年も慣例的にやってきたことは踏襲すべきことかなと思っております。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ですから、私は大浦浄苑し尿の一部組合、その負担割合、何も言っていないです。このごみ処理施設について公平な形での議論をしてほしいと、検討してほしいということを探っているんです。

それはそれで、こういう議員数、負担割合、それぞれまだ決まっていないということで次に移らせてもらいますけど、次に建設予定場所について聞きますけど、当初予定していた大浦浄苑上の埋立造成地、広さ、面積で1万5,400平方メートルあるんですか、これは谷を埋め立てたために深さが40メートル以上あって地盤が安定していない。

そして、世界遺産大辺路ルートの一河峠に当たり、一河峠はコアですよ、世界遺産のコア、そしてその周辺がバッファゾーンになるんです。その関係で建設が不可能なんです。景観、眺望を著しく阻害するおそれがありますから建設できない、認めてもらえないんです。それに、高さが建物の高さは15メートル近くぐらいになると思うんです、今のクリーンセンターを見ても。それに付随する煙突がすぐそばに建設されるわけですから、この世界遺産のことから見ても建設は不可能ですよ。いかがですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 建設が不可能、ゼロではないんですけども、やはり世界遺産に追加登録もされてございますし、景観に配慮しなければならない、当然世界遺産の追加登録にも配慮しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それと、第2候補地の旧大浦浄苑跡地、これも那智勝浦町の町有地になっているんですけども、この現在の大浦浄苑、施設は平成7年度に建設してからことしで21年経過して、次の建設計画の検討も必要な時期になってきているんです。現在の大浦浄苑の面積は4,959平方メートル、建物面積は1,462平方メートルです。ここも那智勝浦町の町有でしょう、借地として一部事務組合で使っているんです。

このし尿処理施設の建設予定場所は、この旧大浦浄苑施設の跡地を利用するしかないわけです。そのための用地です。ですから、このごみ処理移設はこの場所には建設できない。それに、広さは2,900平方メートルしかないんです。2,900だったらごみ処理施設を建設するだけの面積に不足するんです。現在のクリーンセンターの敷地はこれはもうむちゃくちゃ広いんですけども、2万6,195平方メートル、これだけあるんです、10倍近く、その中に建物面積というのが2,000平方メートルあるんです。ですから、この場所では、2,900では、車両のとことかい

ろんなほかの施設はとれないと。ですから、不可能であり、次のし尿処理施設の建設予定場所ということで、この第2候補地は無理なんじゃないかと思うんですがどうでしょうか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） し尿処理の施設が今ございまして、その建てかえのお話でございまして。

そのことも十分配慮して考えてございます。例えば、埋め立てをすれば入るのではないかとということで考えてございます。

それぞれの候補地についてのお話でございまして、できましたら特別委員会のほうでまた御意見をお伺いしたいと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） この第2候補地、あれ以上上げれるという方法でもあるんですか。ちょっと無理だと思うんです。ですから、これまでの2町で検討していたごみ処理施設の建設予定場所も、2町でのごみ処理施設の建設経費の負担割合、建設後の維持運営に関する負担割合も、そして議会構成、議員数の割合も、何もいまだに決まっていななんです。ですから、議会の決議が出された9月21日時点では場所も負担割合も議会構成も全然決まっていななんです。そういうことですね。どうですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 候補地については、これまでも大浦ということを前提にして進めてございます。ただ、負担割合等につきましてはまだ厚生常任委員会のほうに御相談させている状況と考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 今申し上げたように、2つの土地はまず無理じゃないかと思うんです。2,900平米のところにあれだけのクリーンセンター、そして分別する施設、そして保管、ストックヤードとかいろんな車両の保管とかそういうことを考えたらまず無理な土地で、そしたらし尿処理の大浦浄苑はどこへ建てるんかということも問題になってきます。あの土地は、そのように置いてると思うんです。ですから、2町の間で建設計画を進めていた肝心の場所も議会構成も負担割合も決まっていななんです。

お尋ねしますけれども、ちょっと話変わりますが、この前の11月10日に下里地区の町政懇談会で、町長は欠席していましたが、区民の1人から質問がありまして、下里区には何の連絡もない、知らなかったとのことで、太地町の町道山中2号線、新しい道です、あそこの太地町クリーンセンターから森浦トンネルの手前の右側沿い50メートルほど入ったところですが、トンネル建設時の残土で埋め立てた造成地ができております。そういうことで、その1人の区民からあれはどういう目的でどういうことですかというお尋ねがあったんです。副町長もおったんで知ってると思うんですが。

私も見てきたんですけども、50メートルぐらい入ったところから大体3メートルから4メートルぐらいずっと上がった形で4段ほど整地されている、広いです。トンネルの建設地の残土で埋め立てた造成地だと思うんですけども、約1ヘクタールほどに近いぐらいの広さがあるんじゃないかなと思うんですけど、これは所有者が太地町、土地開発公社の所有ということで、地番上は太地町と那智勝浦町の地番、下里町の一部もこの左側のほうが含まれているということなんですけども、これは町長も御存じですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その番地まではわかりませんが、その辺の道路のところ、深くは見えないので場所はわかっておりませんが、トンネルの開通式に行ったときにそういうような場所というのは余り私の目につかなんだのが現状です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それはもうそれであの太地町の土地開発公社の所有なんで構わないんですけども。確認なんですけど、2町でのこれまでの協議の中でごみ処理施設建設場所を検討、話し合いする中で、この土地について協議の中で何の話題にもならなかったのかお尋ねします。

○議長（中岩和子君） 住民副課長三隅君。

○住民課副課長（三隅祐治君） お答えします。

ございません。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 結構です、そうですか。

今現在使用されている大浦浄苑の用地とかその手前の旧大浦浄苑の跡地、これらは全て那智勝浦町の町有地なんです、一部事務組合に借地として貸し出して利用しているわけです。那智勝浦町の土地を提供しているということで間違いはないですね。これはもう大浦浄苑のほうへ聞いたんでそういうことです、借地で借りておりますという返事だったんで、そういうことで結構です。

次に、決議にかかわる件についてお尋ねします。

これまでに至る経過の中で、昨年9月に町から財政見通しが議会に報告されて、このまま推移すれば、昨年のですよこれは、平成33年度から実質収支が赤字となり、将来財政が破綻するおそれがあるとの県の指導があったとの報告がありました。間違いはないですね。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 県の指導といいますか、今のところ財政状況は非常に那智勝浦町いい状況で推移してございます。ただ、どこの市町村も同じなんですけども人口減少がこれから起こるということで、私ども大型事業といいますか事業もかなり控えておりますので、それを見越した形で10年先は例えばどうかというふうなシミュレーションまで先行して立てさせていただいております。その状況は、もう既に報告のとおり当初事業計画をきっちり立てて財政運営をやっていかなければならないということで、私どももそのように認識し、また県市町村課の助言もいただいたところでございますけども、指導を受けたということではございま

せん。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） その以前に出された今後の財政運営という、那智勝浦町ということで、この中で県からこのままでは破綻する計画とそういうことで指摘をされたんですかね、指導を受けたかどうかは知りませんが、そういうことがあったということですね。

それでその後、昨年9月17日に新病院建設事業の規模を含む大規模事業を見直し健全な財政運営を求める決議が提出されました、昨年です。その後、何人かが1市2町を含む広域でのごみ処理施設建設の検討を一般質問等でたどりましたが、その後何らの対応、検討がなされていないです。

私も28年3月議会で、ことしですよ、一部事務組合の負担割合の検討と議会構成の人数についてそれぞれの町と議会で検討し調整を進めるべきであると、町長、あなたに尋ねたんですけども、あなたの答弁は、その議会でその議論を確認した上で、その結論を太地町の議会の結論とやるべきであると思っています。その合わせ方というのは、お互いの歩調が合わなければこれは成立しないことなんで、その辺はお互いの言い分を聞き合って十分検討し、やるべきことだと思いますと答弁してくれているんです、私に。あなた、これまでそれをやっていないですね。町長がやるべきことなんです。議会単独で決めることではないんですけども、どうでしょうか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） だから、議会が委員会なりのときにそういう意見をまとめていくというのが委員会の取りまとめであるとは私は思っておるんですけども。本会議でこういうことは議論するわけでもない、本会議で出てくるときには、議案としての提案として出ていくときにはその議論はありますけれども、本来内容的にする場合は委員会の中でその議論をやって、うちはこういう意見でどうでしょうかというときに太地とも議論はできますけれども、私がこれをやりますよ、あれしますよというわけにはいかないというのは、お互い、議会の意思尊重ということを考えてやるべきことだということで答弁したと思うんです。

それがまとまれば、当然太地にも話を持っていきます。内々というんですか、私が常々話をするときは太地の町長とは議員の定数というのは五分五分としてお互いの意見を尊重すると、それがうちが議長選出権を持ってあるのであれば、ほんで太地に移したら5対4で逆になるんやったらそれでも太地は文句は言わないでしょうし、今までそれで不合理なことがし尿処理場の議会の中で起こったかという過半数が物を言うてやったということは今までないんで、そういう意味では5対5でも何ら支障はないと。もしそれが気に入らるのであれば、議長を太地に、副議長をうち、監査をうちが持つと、逆転の発想でもそれはそれで過半数を維持するってそういう考え方でおるのであればそれでも結構かと思えます。

その意見を出してくれれば、ただ3対6とか4対5とかそういうような部分では、なかなか向こうに持っていっても前提は五分五分という前提なんで、私としても意見交換してまとめて

いくのは難しいと、このように思っております。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 委員会で検討すべきだと。委員会へ提案してないやないですか。町の考え方というのを一旦提案して、それで議員の議会の意見を聞くのが委員会の中でのことです。そして、過半数で今まで不都合があったかと言いますけど、二、三年前に太地町のほうから条例改正の議案、議員発議で出された。それについては、もう太地町から出てるんで5人です。議長は那智勝浦町、そしたらあと残る議員は4名、その議案は通ります、一方的に出てきたわけですけど。そういうことも、それは次の那智勝浦町の議会に持ち帰ってちょっと相談させてほしいということで、そのときは議案提出にはならなかったんですけども、そういうこともあったんです。

ですから、その議員数についても今あなたがいろいろ案を言いましたけども、そういうことについてもこういう形でどうやろかと、それで太地町の意見もあなたが聞いてきて、それをしていくというのが本来の政治だと思うんです。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） あのときの議員の報酬の提案というのはいちのほうの議員が提案して、太地からされたわけでもない。そのときに、太地からそういうふうにして提案してきてそれを強行でこうやるというのなら、それは話をもうちょっと詰めてお互いがこうやるべきだと思いますけども、そのときにうちの議員が提案したあれなんで、それに賛同するかせんかというのは議会の議決ということになる。一部事務組合も独立議会ですから、当然代表として来ている以上はそこで権限を持ってやるべきことかと私は考えます。

〔8番引地稔治君「議事進行」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 町長、それ間違っている。それ、僕が提案したんじゃない。あの時、太地の議員の久原議員の提案です、太地町のほうの議員からの提案です。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。訂正。

○町長（寺本眞一君） 私の発言に対して、私きっちりうちの議員が提案したかと思っておりましたが、その点について訂正をお願いいたします。

○議長（中岩和子君） ただいま町長から訂正がございましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、訂正を認めます。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 今、そのことを言おうと思ったんですけども、引地議員がそれを言ってくれたんでこの件については問うことはやめます。

ですから、そういうもろもろの両町の関係のことについて、検討も議会への提案もされていなかったんです。ですから、ごみ処理施設の建設場所も一部事務組合の議会構成、議員数、それらもごみ処理施設の建設経費の負担割合も建設後の維持運営に関する経費の負担割合もいまだ

に決まっていないんです。そうですね、間違いないですね。

○議長（中岩和子君） 副課長三隅君。

○住民課副課長（三隅祐治君） お答えします。

厚生常任委員会のほうで27年1月のときに建設費の割合等についての資料は示したもので、委員会のほうへお話しさせていただいております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） そのときに、そしたらそういう負担割合についてはこう言うという結論は出たんですか。出てないですね。それで、それを持って太地町へ行って言ってるんですかね、何も言っていないと思うんです。太地町は何も言ってきてないということを本会議の中で言ったんですから、そういうことですね。

ですから、そういう状況の中でことしの9月21日に決議が出されたんです、1市2町を含めた広域での新クリーンセンター建設計画推進を求める決議が出されたんです。突然出されたわけでもないんです、それは。これまでの経過を踏まえた中で、町から議会への提案、協議が全然されない、町の誠意が見られない中で提出された決議であって、これは議会の意見の表明なんです。議会の権限のうちの一つということであるんですけども、決議、意見書は意見の表明なんです。

以前にも同様に決議で平成19年9月28日にグリーンピア南紀の土地建物等賃貸借契約書に基づく株式会社ボアオとの契約解除に関する決議が、提案者、当時議員であったあなた寺本眞一名義で提出されて、そのときは8票対5票で可決されているんです。これはもう会議録に載ってますんで言いますが、賛成議員はあなたを含めて8名、山縣議員、東議員、田中幸子議員、蜷川議員、左近議員と、採決で賛成が引地議員と森本議員、これだけ8名が賛成だった。反対は、中岩議員、湊谷議員、小谷議員、太田議員、田中植議員、この5名だったんです。

この結果、このことによる民事調停の結果です、町の支払い費用は1億8,100万円、その後グリーンピア南紀跡地の維持管理費用として年間約1,200万円ほど毎年度必要となってきています。平成20年から28年までの9年間で約1億円ほど支払っている勘定になるんですけど、いかがですか。間違いないですね。

○議長（中岩和子君） 決議に関してのこの関連で言うてると思います。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私がその当時の提案者だったんでそのとおりでございますけれども、ただ1億8,000万円のうち、内訳で実質あのときに町が負担した分というのは6,000万円ぐらいかかったのかなと、賠償金含めて。そのときに含まれてたのが、あそこが航空写真か何かで地形図を撮ってそれを測量したというようなものが、あれが2,000万円か何かも含まれた中でそれを賠償したかと、支払いしたかと思っております。何やかんやでその分から差し引くと、二、三千万円ぐらいが町が負担したのかなと私あの当時思ったんですけども、記憶間違いがあるかわかりませんが、私の認識はそうです。

今回の唐突でなかったという話というのは、そもそも前議会構成のときから予算可決をしながら進んできていて、議会構成が変わった途端に、そのときのずっと1年間は太地との進め方でこうやってきて2町でやっていくということを進めてきておりながら、そのときに私は特別委員会を7月につくるというんじゃないくて、本来ならこういう大きな事業のときはつくるかつくらんかというスタートラインのときに特別委員会で議論をして進めていくべきことだと私は思うんですけども。

そういう中では、議会がそれができてなかったということは私の責任もあろうかと思うんですけども、ただそういう中で進んでいっておるにもかかわらず、突然と言うたらおかしいんですけども突然のような形で1市2町での、私のそういうような議会のほうからの話も漏れ聞こえてきてなかった中で1市2町でやれという言われたんで、私は議会がそういう意思があれば議会の意思を尊重して、その時点からまた事業の組みかえを考えていくということで方向転換したわけでございます。

そういう意味で、今まで2町でやって進めていくというところの事業化まで補助金申請していく中で議論はしていかなあかんことはあろうかと思うんですけども、ほぼ確定的に進んでいったと私はその当時は考えておりました。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） グリーンピアのその支払いの関係ですけど、あそこはボアオ自体はもうあそこの事業をする予定がなかった、あともう少し待ったらあの契約金は全部町へ1億3,000万円ほどはもらえたということだったんですよ。それをこの決議が出たばかりに、それプラスいろんな費用で1億8,100万円支払ったんです。そういうことです。

それで、今決議のときにそういうまた事業化進めていたと言いますけども、両町でやるというその肝心の土地も負担割合も決まらなかったやないですか。それを尋ねているんです、言っているんです。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） ボアオのほうから話したいんですけども、10年たつと割賦契約みたいな形になってあったんで、そのときにボアオになるかならんかというのはそのときの決定、10年後にどうなるかということだったと思うんです。最初に1億円か何かあって、あとは年間500万円か何かで総額1億8,000万円になるというので進めておったことかと思うんですけども。損害とかというと、ほんならそれが町益に反してあるというんじゃないくて、今になって皆さんがどう思うか、あのときに事業が進んでおったんかおってなかったんか、ただコテージをつくるという段階でもまだ1つのコテージをつくるという造成はしたけれどもその見通しも立ってなかったというのがあの当時の現状だったと思うんです。

今回の太地町とのごみの施設の問題については、当然予算計上していく中ではその段階で皆さんのほうにいろいろと提案していくと。それが、それまで環境アセスもやってきたというのは、わざわざその時点で環境アセスをすんなとかやめよとかというようなことの議会のほうの提案もなければ、我々としてはその辺は後々の予算とかというものは、議員も職員でおって一

から十まで最初からというのは、概略的な予算は決めますけども、負担割合とかそういうものについてはそのときに解決するという方法は時々にして進めていけることだと私は考えております。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） グリーンピアの関係、ボアオの関係はそういうことがあったということで、もうこの問題とは離して確認しますが、現にその調査は調査で別です、それで2町でやるかということを決めるのは、そういうびちっとした規約を改正してなり規約を新設して決めないと決まったということにはならないんです。

それと、これもあなたと幾ら押し問答してももう時間がたつばかりですので、この決議の中のことで少し尋ねますけど、人口減少問題ですけど、長期総合計画の資料で国立社会保障・人口問題研究所の推計の数字ですが、本町は28年4月1日現在1万6,154人で、平成32年で1万4,834人に、平成37年に1万3,399人に、平成42年で1万2,177人に、平成47年で1万1,101人に、平成52年に9,906人と1万人を切るという推計が出ています。今から、これ52年といえは24年後、5年ごとに1,000人以上減少する見込みとなっているんです。このように、那智勝浦町の人口は減少する見込みなんです。

また、平成28年4月1日現在の新宮市、本町、太地町を合わせた人口は4万6,313人、それが平成52年には新宮市、本町、太地町を合わせた人口は約3万1,000人、那智勝浦町が9,900人ほど、太地町は1,800人ほど、新宮市が1万9,600人ほどということで約3万1,000人ほどになってしまうんです。ですから、24年後にはこの那智勝浦町の人口、今の人口1万6,000ありますけども、それに近い1万5,000人ほどが減ってしまう見込みになるんです。間違いないですね。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 国立社会保障・人口問題研究所のデータ、これによりますと、議員さん今おっしゃられたとおり25年後には本町は9,910人に、9,000人台になるということです。新宮市も含めますと、そのような形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それと、27年度決算後の町が作成した財政見通しですけど、これは平成34年度に財政収支が赤字になり、基金からの取り崩しが始まる見込みとなっておりますということです。しかし、これも内容を見ましたら、私の見方です、歳入の地方税の推計ですけども、人口の減少に伴う税収の減とか、また滞納額の増加による税収の減を把握できているのか。その点と、地方交付税についてもふえている推計の数字となっているんです。それに、地方債についても33年度以降減少した数字になっている、地方債は借金です、それについても33年度以降減少した数字になっている。

ことし3月作成の那智勝浦町国土強靱化地域計画では、まだまだ公共施設、役場庁舎とか消防庁舎、図書館、勝浦認定こども園、津波避難タワーなどの防災施設の整備、その他津波被害

のおそれのある場所にある施設などの移転や建設などのやらなければならない事業が残されています。

ですから、この数字についても少し納得がいかないんです。今、国土強靱化地域計画のこの計画を推進するのなら、33年度以降も地方債の借入れが必要になるのではないかと思います。地方債の借入れがふえれば、歳出の公債費や借金の償還がふえるんです。

歳出面の中ですけども、扶助費の見込みがなぜか減少しているんです。福祉関係が減少するのが少し納得がいかないです。それと、投資的経費についても歳入の地方債同様33年度以降必要な建設事業が見込まれる中、この金額でいけるのか大変疑問です。それから、繰出金ですけど、新病院の完成後の経営ですが赤字経営となる見込みが大きいですよ、その際の一般会計からの繰り出しをどう考えているのか。

この間の27年度決算では、国保税の増税分と、そして医療費の減少によって一般会計に約1億5,000万円ほど返して、それが基金に行ったというんじゃないんですよ、そういう金があったんで基金の積み立てのほうへとつながっていったわけです。ですから、基金の積み立てについても33年度までふえる見込みになっているんですけど、この27年度は特別ですよ、ですから今後このようなことはないと思います。歳入歳出をもっと厳しく見直した場合、基金の積み立ても少なくなつて、もっと早い段階で赤字収支に陥るのではないかと思いますがいかがですか、どう思われますか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 27年度決算によります財政見通しについて御質問をいただきました。

税収でございますけども、これは人口減のほうも加味してございます。これまで担当課のほうとも打ち合わせしながらやってきたんですけども、今回担当課のほうの意見も入れて税収のほうの見込みを出してございます。

それから、交付税につきましても国勢調査による人口がその算定の中で今回も入ってきてございますので、当然人口減少を見ながら交付税算定をしてございます。基礎的な分はそうなんですけども、これ交付税何でふえているかということは、起債の償還がふえますので、その分の交付税措置分が加算されていきます。その分が、一見見ると交付税がふえているような形に見えてございますけども、基礎的な部分につきましては人口減少を加味してございます。

それから、33年からの起債の額が少ないということでございますが、これは一応32年までの事業、5年間の事業、5年間の事業ということで32年までの事業を事業計画の中に盛り込んでやってございますので、それまでの借入分、やらなければならない事業の借入分を算定してございます。それ以降の借入れについては投資的経費8億円ということで積算をして、その起債の借入額を算定してございます。当然、ここは減ってございます。

それから、扶助費につきましても扶助費はだんだんだんだんふえてくるんですけども、人口の減少もあってこのあたりからは減少もあるんじゃないかというふうな見込みを立ててございます。それから、投資的経費につきましては以前の金額6億円という算定を入れてたんですけど

ども、それはちょっと現実的に少な過ぎますので8億円に今回変更させていただいております。

ただ、シミュレーションをどうやって見るかなんですけれども、議員さんおっしゃられるように10年後、この収支を見てどうやって、やはり財政状況は厳しいというふうにして見るのか、それともやっぱり基金がありますので5年間、5年間を区切って、その中で安定した財政運用をやっていけば問題ないよと見るのか、そこらあたりはそれぞれの議員さんの考え方かと思えます。

それとまた、病院の繰出金、これは一番本町の財政運営にも大きく影響することなんですけれども、このシミュレーションに関しましては病院への赤字補填はないということで算出をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ただいまお尋ねしたのは、私から見た中での考えということでお聞きいただいたら結構だと思うんです。ただ、27年度はそういう増税とか医療費の減少とかいろんな問題があって基金への積み立てがふえてきたと、そういうことがあった中で将来計画はちょっと厳しいんじゃないかということをおっしゃっていただきました。

これまで質問しましたように、当地方の人口減少問題、町財政の厳しい状況、当地方の将来を考えたときに1市2町を含む広域での建設事業の推進が必要ではないかと思うんです。また、地球温暖化の防止、国、県の広域化の推進、煙突はできる限り少ないほうが最良なんです。

平成28年3月町が作成したまち・ひと・しごと創生事業、この総合戦略の中でも施策の2の老後も安心那智勝浦、具体的施策②で老朽施設の建てかえの中で、クリーンセンターの建てかえで近隣市町村と共同で行うことを検討すると規定されているんです。私今持ってますけど、その中にこういうふうにも記載されているんです。ですから、この広域の検討というのは必要なことなんです。その答弁はもう結構です。

それで、建設場所、土地問題なんですけど、少し尋ねたいんですけれども、特別委員会の中で以前報告のあった大浦浄苑へ入る国道そばの民有地を含め何か所か調査検討を進めていると思うんですけれども、早急な検討を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 町政報告で町長が申し上げましたとおり、候補地、建設予定地につきましてはもう早急に決めてまいりたいと思います。そしてまた、特別委員会のほうにも報告させていただきまして、議員各位におかれましては候補地の選定、それからまた地元の方への説明等の御協力をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 町長、また新宮市に対しましても今後も誠意ある真摯な態度で対応される

よう、また太地町に対しましても、決議では新宮市を含めた1市2町を中心とした広域での検討ということを行っているんであって、太地町を外せとは言っておりませんので、今後再度の申し入れなりして共同での協議が再開できると思いますが、いかがですか。あの、当地方、新宮東牟婁の将来のためにも考えられてはいかがでしょうか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 太地町には、一旦は2町を解消して1市2町でやることはできませんかということとはちゃんと御説明したところでございます。そういう中の結果が今回の結果でございます。そして、新宮市へ行って新宮市長にもその旨説明して御検討願いますということをしてきただけで、私は新宮市をないがしろにしたとか太地町をないがしろにしたとかということは一切ございません。

今後、新宮市がどういう結論を出してくれるかということは早急に、今回の8番議員の中でも言いましたように我々としても期限内の選択ということが出てこようかと思っております。そのときになったらまた議会の皆さんにも御報告、相談させていただければと考えます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 新宮市のほうは返事といいますか来ておりませんが、その中でも新宮市のその亀井議員の意見の中でもありましたように、新宮市のほうでも1市2町を考えたかどうかという意見もあるといますので、ですから十分話し合っ、当地方の将来のためにも協議をしたらどうですかと私は提案しているんで、あなたはそれを今後どうするか考えられてはいかがでしょうか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 出発点は天満との期限協定の中で進めてきた中なんで、我々としては5年延長してくれたという天満区に対する誠意を持って私は対応していかなければならないと考えております。そういう意味では、決断するべきときはしていかなければならないのかと。ただ、新宮市と1市2町というのは、ごみ焼却場だけじゃなくていろいろな面でも協力、観光関係でもやろうと思えば協力関係でやっていけばいいんですし、広域、広域というのはできる部分とできんもんというのを分けながら、できるもんは協力してやっていくということが原則になろうかと思っております。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 最後に、今言われた天満区との平成33年3月までの期限協定を厳守するためにも早急なる建設用地の調査、検討と確保を進めてごみ処理施設の建設事業の計画を進めていただきたいと思うんですが、いかがですか。これ最後にお尋ねします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 我々は、そういうことについて最善努力をしておるところでございます。途中どういうふうな経過になるかというのは、今後また皆さんにも逐一報告しながら進めていければと考えます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それでは、以上、早急な誠意ある取り組み、検討をお願いして、これで私の一般質問を終わります。

○議長（中岩和子君） 3番下崎議員の一般質問を終結します。  
休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時10分 休憩

〔7番曾根和仁議長席に着く〕

13時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（曾根和仁君） 再開します。  
住民副課長三隅君。

○住民課副課長（三隅祐治君） 私の先ほどの発言につきまして、訂正をお願いします。

先ほど、下崎議員の一般質問の中で那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合の規約の改正、ごみ処理施設の負担割合の提案が町から議会にあったかとの質問の中で、平成27年1月の厚生常任委員会で建設費の負担割合についてお示ししてお話しさせていただいたと申し上げましたが、議員改選後の厚生常任委員会におきましては規約の改正、負担割合の提案についていたしてございません。大変申しわけございませんでした。

○副議長（曾根和仁君） ただいまの訂正の申し出につきまして御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認めます。

次に、1番荒尾議員の一般質問を許可します。  
1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） ふるさと納税のことについてお伺いします。

最初のころに比べ品数も多くなりまして、またことしは3万円に対するいけいせエビ等も用意されていて、品名、プレゼントの欄では2万円以上で選択していただける銘品も用意する予定です。御期待くださいと書かれています。本当にやる気が伝わって、いい感じです。

先日、毎年知人にも声をかけてくださりみんなでもふるさと納税をしてくださっている方から、なぜ5万円以上の対応をしないのかと聞かれました。実は、その方は毎年1人で10万円してくださっています。できましたら、高額対応も考えていただけないでしょうか。どうでしょうか。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） ふるさと納税についてでございます。

議員さんには納税の協力のほうをいろいろといただきまして、本当にありがとうございます。そしてまた、今回の御提案でございますけれども、今27品目用意してございます。そして、先ほどもお話が出ておりましたけれども、いせエビ3万円ということでさせていただいたり期間限定の商品も御用意させていただいております。

今、だんだんと各市町村ともふるさと納税のほうに力を入れているような状況でございます、5万円以上の方につきまして今半額相当額の返礼品を用意してはるんですけども、またほかとの競争もございましてそのようなことも考えていかなければならないのかなと思っております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） きのう、新聞で見られた方が元町会議員の方なんですけど、そこへ焼津市のほうからふるさと納税の産品を浦神まで見に来たそうです、相談に来たそうです。焼津市、市会議員の方も来られてて40億円と言ってましたんで、頑張ってくださいと、那智勝浦町もと言われてまして、1位が宮崎県の都城市、2位が焼津市、宮崎県のほうではコースとか設定してはるんです、いろいろ、100万円やったら100万円に対してのコースとか。そういうことも参考にしまして、できれば町の収入をふやし、引き受けてくださる事業者の売上向上にもつながります。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） ふるさと納税につきましては各市町村とも本当に力を入れておきまして、ちょっと過熱ぎみなのかなという気もするんですけども、私どものほうといたしましても高額な納税をしてくれる方々につきましては何かを考えていかなければなりません。

そして、今のところこの自前のやり方で受け付けとか発送とかということをやっている、連絡とかをさせていただいているんですけども、今後、例えばあるほかの業者さんに、会社と契約すれば大口等の対応、ポイント制とか、無駄にならないようにポイント制があるとか、それから商品開発自体もその会社で考えて、この地域、那智勝浦町で一番売れる商品と申しますかこういう商品が人気があるんじゃないかということも商品開発もやるということで、そこらあたりも考えまして大口の寄附をしていただける方々に魅力ある返礼品を検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 今まで、多分一番最初は控除にならない分5,000円やって、那智勝浦町がふるさと産品を始めたころからは2,000円になってます。今度は今まで住民税の1割やったのが2割になって、また法人からもいただけるような形をつくっていくということなんで、ぜひ力を入れていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、財政についてお伺いします。

平成4年から平成27年までの町債を調べたら、平成27年決算で102億2,736万円が過去最大となっています。10月4日の役場の会議室での町政懇談会で、全ての事業を行った場合130億円ぐらいとなる見込み、しかし全額でなく5割から6割と答えていたと思っております。町債額は平成32年度で136億1,509万7,000円になる見込みでしょうか。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 町政懇談会におきます起債の額、借金といいますか起債の現在高に対するお尋ねでございます。

平成32年度で大体136億円になる見込みとなっております。そのうち、御質問の内容はどれぐらいの割合を返せばいいのかということで御質問いただいております。そのとき返事させていただいたのが、大体50%から60%が目安ですというふうなお返事をさせていただいたんですけども、過疎債等の利用によりまして議員さんに前に出させていただきました資料につきましてはもう少し率のほうが上がっております、60%以上が交付税措置される見込みということで。ですから、起債の現在高があるんですけども、その60%ぐらい、私どもは50%から60%と言っておりますけども60%ぐらいは交付税措置があるというふうにして見ていただければ結構かと思っております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） やはり、質問されている方もある程度見込みですから難しいかもしれませんが、やはり交付税措置額を除く実質町負担額も答えてあげることが親切だと思います。これからそのようにしてもらえたらありがたいんですが、どうでしょうか。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 財政状況につきましては、広報紙、それからホームページとか載せさせていただいておりますけども、起債の借入額、現在高、そして償還の割合等につきましてもできるだけわかりやすく説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 次に、大型事業についてと、大型事業と町長の判断についてお伺いします。

新病院建設において、設計事務所の綜企画に幾ら払ってますか。

○副議長（曾根和仁君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えします。

綜企画のほうへは実施設計で5,037万円と、あと基本設計業務委託のほうで2,741万9,000円で、合計7,778万9,000円ほどが事業費になっています。

○副議長（曾根和仁君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） この決算で、綜企画に払っている金額をお伺いしたんですけど、今。平成23年5月26日契約、4,158万円、平成25年4月12日、3,579万300円、平成26年7月29日、1,458万円と、町立病院の決算のほうでは支払いになってるんですけど、これはどうでしょうか。合計で9,195万300円の支出になってます。

○副議長（曾根和仁君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） 済みません、残り差額、先ほどの議員おっしゃいました金額の実設計分が3,579万円と1,458万円になってるかと思っておりますが、済みません、残り差額の2,000万

円ほど資料の持ち合わせがございませんので、また後ほど答えさせていただきます。

○副議長（曾根和仁君） 1 番荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） 決算のほうの契約、年間で契約されたところの相手、病院のほうの決算で見たらこういうふう契約してますんで、それを言わせてもらいました。かなりの金額の設計料を払って、現在は鴻池さんのところで設計施工という形でやっていただいておりますが、もし最初からその方針をとってればこの金額は要らなかったということでしょうか。

○副議長（曾根和仁君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） 前回のといいますかその見直しを図る前の計画につきましては、当時その規模で計画を進めている中で、以前にも御説明させていただいたように建設費の高騰と、あるいは災害とかいろんな諸事情がございまして見直しを図った結果、仕切り直しという形で現在の計画に移行している状態です。

その時点以前の計画時点では、それが最適な計画として基本的には計画を進めておったところでございます。

○副議長（曾根和仁君） 1 番荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） いや、私が聞いたのは、もし最初からその鴻池の今現在進めている方法でやっていたら要らなかったのでしょうかと聞いてるんです。

○副議長（曾根和仁君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） それはプロポーザル方式ということでしょうか。その時点で、現在という今回させていただくプロポーザル方式であったらどの程度の費用になってたかというのは何ともはっきり申し上げられない部分なんですけども、ただあの時点では確かに現在の進んでいる計画以上のというか、診療科にしましてもあるいは病床にしましても規模の大きい状態で進めておりましたので、あの時点では御報告させていただいた70億円近い事業費になってたというのはやむを得ないかなとは考えております。

○副議長（曾根和仁君） 1 番荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） 私の考えでは、多分最初からこういう方針をとってれば要らなかった分の費用だと思っておりますが、それは難しい判断だと思います。新病院の建設も入ってましたので僕もあれですが、湊谷委員さんが、リタイアされてますけどあの方がなかなか詳しくて、建設関係には、そのときに、町長に出てもらったときに少し確認をとったと思います。そのときに、これでやるんかと言うたらやります、建てますと念を押されたと思います。

だから、そのときにも考えるんだったら今だぞというふうな形の意見もあったんで、そこら辺、町長たしか答えてますよね、あのときに。

○副議長（曾根和仁君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当時、病院建設に当たってはいろいろな、今名誉院長になってるのかな、木浦院長のときに、2月ぐらいですか、私が初めて当選して話しに行ったときにいろいろ病院のことで話をされました。医師を確保していく上での要件とかいろいろなことがございました。そういう中で、病院の建設ということがなければ当然医師の確保も難しくなってくるであ

ろうということと、それで安全性の問題が大きくクローズアップされてきた時代でありましたので、その辺については新しく新築移転という形になってきたと、そういうわけでございます。

ただ、プロポーザルにするとか設計でやるとかというのは基本的に太地の南紀園の場合のプロポーザルを見たときに、うちもこれからはプロポーザルにせなあかんねというのはその時点からあったんですけども、その当時設計から始まっているいろいろ病院のことに対する知識を得ながら進めていく上では綜企画がええというのが当時の推進室なりが決めておったわけでございます。そういう中で、私としてもその方向性で進めていたと。

ただ、その当時病院を建てる場所等についていろいろ議論もございましたし、そういう中では建設もおくれていく中で定まるというんですか、そういう中では23年の東北の地震も津波もありました。場所の選定でいろいろと1年以上の時間も経過していく中で災害も起きてちょっと棚上げになっておったんですけども、そういう中で物価の高騰、建設費高騰がなされてきたと。

当時、最終的に綜企画で設計で出てきたのが70億円近い建物、そういうことになりました。それではなかなかうちの財政上問題が出てくるということで、50億円に圧縮していくためにはどういう方法があるかということからプロポーザル方式で建物建設にしたらコスト的には下がるんじゃないかということで、そこからプロポーザルという方向に転換してきたというところでございます。

○副議長（曾根和仁君） 1 番荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） そういう転換はわかっておりますが、この設計料というのが先ほど僕のほうの調べではこの金額が9,195万300円になってます。町民の方にもこういうふうな設計料も支払っているということも、やっぱり町長の判断というのはすごい重要な部分を占めておりますので、大型事業は特に、それはこの機会に伝えさせてもらいたいなと思ってました。

そしてあと、クリーンセンターの件です。

クリーンセンターにつきまして、先ほども町長が厚生委員会のほうへ、厚生委員会のほうへって言うておられましたが、この議案の発案権、町村の意思を決定する、あと委員会に提案権はないと、予算については議員及び委員会に提案権はなく町村長に専属している。また、条例については執行機関の分課設置条例、特別会計設置の条例等は町村長に専属し、委員会条例は委員及び委員会に専属するとされていると。

行財政に対しての発案権というのはほとんどが町長、そちらの執行機関側なんです。だから、先ほど言ったように、私は委員会の委員長、去年の7月から、改選されてから委員長させてもらっております、あと新病院の建設調査特別委員会の委員長もさせていただいてます。透析のときも失言がありました、今回も委員会、委員会って言うてますが、だから先ほど訂正されただけじゃなく総務課長も町長も先ほど僕には委員会で作って、委員会で作ってって言うてますが、それはちょっと間違いじゃないかと思います。ちゃんとそちらのほうから提案していただいて、こちらで審査していくというのが筋だと思います。いかがですか。

○副議長（曾根和仁君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 本会議に提案するのは当然執行者の私が権限があろうかと思えます。委員会というところは、そもそもこの条例を制定するからというて提案するというと事前審査につながっていくので、当然そのときに提案はできません。ただ、そういう中でも重要な事項については議員各位の考え方、またいろいろな方法論とか知恵、そういうのを委員会の中で議論されて、その議論の中で我々は次に向かうところの参考にしていくということを委員会の中でやって、特に調査を広めて審査を深めるというそういう原則の中でやっていただくというのが委員会であって、私のほうはそういうのを参考にしながら、突然のようにこういうのを出しますということは事業としてはあり得ないということでございます。

そういうのを、本会議ではその提案に対して質疑をやっていくというのが本会議の中のやり方でございます。そのときに議会が承認するかせんかということは、そのときの議論の中の行方になるんじゃないかなと考えます。

○副議長（曾根和仁君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） この執行機関の分課設置条例とか特別会計設置の条例と、またこの行財政に関して、これ議員及び委員会に提案権はなくと書いてます。大体、行財政のことにしましては本来こちらからああせえこうせえとするような問題でもなくて、やはり説明員の方が説明して、その上で話し合うというのが私は基本だと思っておりますので、次からは、私のときになってから一切、先ほど三隅副課長が言ったように何も聞いてませんから、そういうことは。だから、余り委員会、委員会という責任転嫁はやめていただきたいと思っております。

続いてですが、平成24年6月8日、新宮市、太地町と打ち合わせ、これ協議の関係です。経過報告、平成23年5月26日以降。そのときに、23年8月31日に事務局打ち合わせの確認、太地漁協から残土処分については計画用地については了解、跡地利用については将来太地漁協組合に承諾を得ること、副市長クラスで話し合いを持つこと、3市町とも了解済み。

その後、市屋区からの申し入れが平成24年6月21日あったということです。これは、しかるべき意見が言われたということです。

平成24年7月2日月曜日、町長との打ち合わせ、寺本町長、植地副町長、寺本住民課長、藪根副課長、村井主任で出ております。町長、副町長の新宮市に対する考え（結論）、太地漁協、市屋区がこの状態では説得できない、はっきりと無理だと伝えてもいいと思う。地元区と協議してきているが、ほかに候補地もない。地元区を説得するには、新宮市が入るとまとまらないとこのメンバーで話はしています。

平成24年7月13日、新宮市、太地町と打ち合わせ。平成24年6月8日以降の3市町の意見。太地町、広域化はもちろんであるが住民との考えに違いがある、特に漁協は難しい、森浦湾は環境面で理解が得られにくいのでは。那智勝浦町、那智勝浦道路の残土で埋め立てた土地はクリーンセンター建設の用地として前提で進めている、関係漁協、関係区とも説明等を行いそれなりの了解は得ている、6月21日に市屋区の役員、議員が来庁、太地町となら了承できるとの申し出あり、ごみの量的なことも地元区の意向は無視できない、これは那智勝浦町の御意見で

す。新宮市はそのときに、2年前の広域処理協議会以降、焼却施設は広域であるのが必要と言  
ってきている、市長も副市長も十分理解している、大規模施設での処理には経済的メリットは  
大きい。

そして、ここでは平成24年7月23日、3市町での結果。3市町で協議を行ってきたが、3市  
町の意見の確認も含め今後の進め方を確認していたところ、市屋区より新宮市が入るのでは同  
意できないとの申し出があり、太地から太地漁協も反対とのことであった。過日、町長より新  
宮市に直接上記のことを伝えたところ、7月23日午後、新宮市より電話で市長に確認したとこ  
ろ、両町がそうであれば仕方がないことであり、手を引かざるを得ないというふうになってい  
ますが、このとおりでしょうか。

○副議長（曾根和仁君） 住民副課長三隅君。

○住民課副課長（三隅祐治君） 議員おっしゃってられるのは、以前……

〔1番荒尾典男君「資料4です」と呼ぶ〕

事務局からお渡ししました資料に沿ってのことと思いますけども、間違いございません。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） このときに判断されているのは、町長、副町長の新宮に対する考え、結論  
と書いてますから、ここで話をして、そうして断りのことを言ったと思うんですけど、太地町  
長は言っていないんですね、断りの、直接は。新宮市のほうも、やっぱりこういうふうにな  
またやろうじゃないかという考えをおっしゃっておられると。

私も考えていたんですが、もしこういうことが仮にできるとすれば、那智勝浦町と太地町が  
話し合っただけで先に建てましょうと。8時間、審議会では25トンとなっておりますけど、私のもらった  
資料では22トンぐらいまでいけるとなってます。1町で単独なら19トンって書いてますが、で  
できれば1市2町、議会のほうが本来なら一番理想は、皆さん思ってると思いますが串本のほう  
までが一つになったら一番いいと思います、それが今なかなかすぐに、時間の差もありますん  
で。太地町と勝浦町は一緒にできると、新宮市は時間の差があるんですよ。

だから、もし仮にこの計算でいくと太地町と勝浦町の施設を24時間炉で8時間運転で建てる  
と。そして、そのときにちゃんと話し合いをして協議をして、新宮市が入る可能性もなきにし  
もあらず。市屋区としたら、ごみの量が多いといけないというのは多分害の方で言ってると思  
うんですが、8時間運転を24時間運転にすると、安定運転でもう公害というんですかそういう  
ようなものも出にくい、炉にもいいというふうなことを聞いているんですが。

そして、現在漁協のほうに関しては水は汚染ということでこれ書いてますが、現在のクリー  
ンセンターで汚染は出るんでしょうか。

○副議長（曾根和仁君） 住民副課長三隅君。

○住民課副課長（三隅祐治君） 議員おっしゃいますのは現在の天満区のクリーンセンターで排水  
が出るかということかと思いますが、現在のクリーンセンターはクロード方式になって  
おりまして排水は出ません。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 1 番荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） 今ほどこのごみ処理施設もクローズド方式で、自分のとこで出た水は全て自分とこで処理するという形をとってしまして、だからきちっとこの協議をそのまま続行させながら、いい意見を話し合いながら進めていけば可能だったのではないかと思うこともあります。

だから、こういうことで実際断りに行ったのが町長なんでしょうか。それをお伺いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 汚染の問題になると、事故があった場合とかいろいろなことを想定できるわけなんですけれども、そのほかにうち資源ごみの関係と油がいろいろな形で入っているものも処理します。そういう中では、終末処理場みたいな形で1カ所に集めてするような施設をつくれば外に漏れるというのはろ過された水が出ようかと思うんですけど、今クリーンセンターのところでは鉄くずのああいふ機械を壊すときには油の落ちた状況もあろうかと思うんで、そういうことも含めて地域の環境負荷に対する問題というのは否めないところかなと思います。

今回特に言われたのは、3倍の量になると3倍の廃棄が出るということが多く言われておりました。そういう中では難しいんかなと。うちでやると1に対して、新宮が入ると3になると。炉についても、24時間炉をつくって8時間燃やしたら後から新宮が参加できるじゃないかというのは、当初つくるときの計画の補助金対象になるのは、当然新宮も含めた同意で進める建設でなくてはそういう補助金も取れませんし、当然うちとしては自分とこに合ったサイズ、太地とやるんだったら太地とうちの関係のサイズでやると。それを24時間炉にするんか、8時間、16時間炉にするんかというようなその時点で決めることではございませうけども、そういう中で我々としてはいろいろな方法も考えましたけども、ただ期限制限の中でやっていく上では当然太地とが一番ベストの解決じゃないかということで進めて、新宮とするとかせんとかという問題じゃなくて、期間があれば、時間的に余裕があればそういうことも可能だったと思うんです。

特に一番近似値でやるんだったら、うちが排気ガス規制の中で13年に10億円かけてバグフィルターを設置したときに、そのときには当然新宮も建てかえ、太地も建てかえという時期になっておりました。そういうときに、平成8年ぐらいのときからそういう計画でやっておれば当然その時点でやることができたかと思うんです。

うちの次の段階では28年ということで、太地はその時点で15年たっていないんですけども、固形型処理場については処理するところが年々減ってくるという状況もございましたんで、その意向ということも考えれたんでそういうところで意見の合致が合ったということだと思っんですけども。当然、新宮市はまだ14年稼働なんで、28年の時点では14年というのはまだ起債償還の終わっていない期間なんでそれはなかなか難しいだろうということもあって、こちらから太地とやるのが一番ベストという方向に進めたわけで。

新宮とは、市長が立ち話の上でというんかそういう中でうちも参加できませんかという当初のときに、その期日については私も記憶がないんですけども、そういうことは市長から伺ったというのがあります。そういう伺った中で、事務方でそういうことが可能かどうかということをもまずは検討しましょうということで始めただけで、はっきりとあなたも参加してくださいということじゃなかったわけでございます。

そういう進んでいく中で、場所の選定から始まった経過でそういうことでは新宮が入ると難しいなという部分があったので、こういうことの事情がありますので御辞退してもらえますかということをお新宮市長には私が口頭で言いました。

○副議長（曾根和仁君） 1 番荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） ということは、新宮市はこの協議のところに入っている入っていないみたいなことなんですか。新宮市は、それなら立ち話から入るだけですか、そしたら。ここではやっぱり市長、副市長のレベルでの話と、3 市町、事務レベルの会議があれば市屋区の意見を尊重するといういろんなことが入っている。ある程度、ちゃんとした協議じゃないんですか、これ。立ち話からついでにとできたやつなんですか、これ。

○副議長（曾根和仁君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 市長の申し入れを受けた後に、そういう事務方でできるかどうかという検討はさせました。そういう中、事情が新宮市入ることに対しては難色があったんで、それじゃ太地と 2 町ということにしたわけで、そのときに新宮市に断りを入れたと。その以前の話というのは、広域でやるというのは合併当初、市町村合併のときから言われてましたことで、そのときよく言われてたのが、新宮が新しい焼却場をつくる時に広域でやらないと、100トンクラスの焼却場じゃなかったら国のほうも補助金出ないよというような話もございました。

そういう中で、なかなか今後はそういうことも考えなあかんのかなと、私議員してた当時なんですけども。新宮市はそういう中ででも 100 トン未満で単独でということで補助金はもう申請して取れたという中で建設したというわけで、建てる時期が似通った時期であれば十分そんな検討もできますけども、条件が違う中では当然検討しなければいけないし、いろいろなこと、当時民間の人、町の中でいうと新宮とやると分別をこんだけのことをしなくちゃいけないのかと、それは新宮市とやるとうちも大変やなど、我々はそういう主婦の感覚からいくと当然そういうことは困るねということが大勢の意見として町の中にもございました。

そういうことも、ただ一点だけじゃなくてトータルを考えたときにそういう方向性もあったわけでございます。

○副議長（曾根和仁君） 1 番荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） 協議というのは、協議をやるというのはそういうことを詰めていくことなんです。新宮市がエコ広場、今ちょっとまた考えが変わってきてるような感じのところもあるんですけど、そしたらやっぱりこの協議をしてお互いが納得のいくような状況をつくっていくというのが、それが協議やと思うんです。

この時点ではまだ協議を、この前、新宮のほうのクリーンセンターを見せてもらいに、意見を聞きに行っているいろいろ教えていただいたんですが、やはり方式も違う。どういうふうな方向が一番よろしいんでしょうかねとお伺いしたら、やはりできる限りの広域が、特に新宮市やったら那智勝浦町さんとやるのが、機械関係の人です、職員じゃなくて、そういうようなこともおっしゃってまして。先ほどの、言うたらクローズド方式もそうなんですけど、つくり方によってはその雨水も全部ためて処理するような形もつくれると思うんです。24時間炉に変更ということは、薬品タンクと水のタンクと、あとは耐火れんがの厚さが少し厚なるかぐらいで余り変わらないと、可能ですということもいろいろとおっしゃってました。

だから、いろいろな協議の中で現状を話すんじゃないで、次こういうふうに進めていくにはどうしましょうかといって話し合うのが僕協議やと思いますんで、だからそういうふうに分がこうやと思ったからもう相手と話すのを打ち切ってやめてしまえというのではなく、やっぱり寄り寄せながらお互いに協力してやっていくというのが協議やと思うんですが、そこら辺をちょっと省いてしまったんじゃないかと思いますけど、それに関してはどうですか。

○副議長（曾根和仁君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、我々としては天満との期限協定の中でやれる範囲というのと、新宮と協議する中ではとても28年の中には期限内にはやれないだろうというのはありました、災害もありましたけれども。その後、天満区とどういう形になるかというのは、期限の延長ということの申し入れをしまして天満区とも了解を得ましたけれども、そういう中、我々としては期限をどうするかということを中心にしましたし、その中では一番合理的に、先ほど来一般質問の中でも、8番の中でも言うたんですけども、地権者が5人おってあった場合に、当然その時点で1人が反対されたらその用地を買収すること、事業の性格性からいくと遂行できないということ、年限をかけてすれば説得もし何もししてやれる可能性はあろうかと思えますけれども、その当時やったら一発で解決つくというのは、大浦のところは町有地であるんでその辺が一番土地としてもやりやすいということもございました。

そういう、やみくもに勝手にこっちがというんじゃないで、うちは最初のスタートは28年でできるという方向を見ながらやっていたんで、いろいろな細かい協議をやる中では当然そういうところは時間がかかるであろうし場所の選定もまた変わってくるであろうし、いろいろなことを考えた上でのことであって、新宮を除外してするという考え方じゃなくて、我々は期限内ということを守りながら進めていくためにはこれがベストだという方向を決めて進んできたわけでございます。

○副議長（曾根和仁君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） いや、これは28年、結局天満区さんをお願いをして5年という延長になりましたが、このときにもし話を進めていて、今のような状況でやってうまいこと先太地と2町でつくって新宮もそれに参加しといて、きちっと協議して話し合いをしとけばいけないかと、1市2町でいけたんじゃないかと。

今も町長がもし御尽力されて、またそういうふうな方向もいろいろ考えて、太地さんにも新

宮さんにもこういうふうな説明をしているんな意見をこうて、1市2町というのは可能なのではないかと僕は思うんですけど、いかがですか。

○副議長（曾根和仁君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私と太地の町長と話をしやる中ではもう無理です。それが信用できないのであれば、あなたが太地町長のところへ行って伺って、それを納得すれば私は結構かと思いません。

○副議長（曾根和仁君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） それをやるのは本来誰の仕事ですか。そのための町長じゃないんですか。僕は、やっぱり行政の一組でやるとしても管理者であって那智勝浦町の長でありますので、そういうふうに人にしたらええやないかというのは、そういうふうな発言はちょっとまずいんじゃないんですか、それは。どうですか。

○副議長（曾根和仁君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然私も努力して、太地の町長に白紙に戻して1市2町でやれませんかということを言ったときに、議会のほうにも諮ってやりますと、そういう結論でございました。そういう中では、公文書で出されたようにできませんということであります。それを、私が努力はそういうふうにしてそこでは言いましたけども、それでもっと努力が足らんねやというのであればもう一回でも行ってきますけども、それでもやりますとは言ってくれないだろうというのが私の実感でございます。

それを、無理にそういうことばかりを進めるのであれば、それよりも私は、期限のことを考えればもう一度太地とともに戻せるものならそっちのほうは私は一番優先すべきじゃないかなとは考えます。

○副議長（曾根和仁君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） だから、今期限のことも考えて、太地さんにも最初は2町で8時間運転、その後新宮も入ってやりましょうよと、これ計算したらかなりの金額が浮いてきますんで、那智勝浦町も太地町さんも、もちろん新宮もです。

町長のその判断というのは町長がなされるわけですから、私は協議を続けていけば、とめるのではなくてそのまま事務方の方々がしっかりと意見を言って続けていけばいい方向へ行けたのではないかと考えていますので、これから先も那智勝浦町の判断は町長に委ねられているわけですから、正しい判断でこういうふうないろんな問題が生じないように、病院の設計にしろそうですし、ボアオの問題もあるかもわからん、そして今回のクリーンセンターの件といい、やはりしっかりした考えで行政のほうをお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○副議長（曾根和仁君） 1番荒尾議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開14時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時15分 休憩

14時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（曾根和仁君） 再開します。

次に、12番東議員の一般質問を許可します。

12番東君。

○12番（東 信介君） 通告に従い一般質問させていただきます。

まず最初に、新クリーンセンターについてなんですが、皆さん一般質問でお聞きしていただいて、私はもう確認程度ということでもよろしくお願ひします。

1点だけ気になるんですけど、昨日の8番議員さんの質疑の中で30年度に予算措置をするという言葉だけ気になったんで、その30年度に予算措置というのはどういう予算の内容なんか、どういう予算のことを検討されているのか。予算というのも、新たなどこの環境調査とか分離発注とかプロポーザルとかそういう建設の予算か設計の予算か、その辺ちょっと確認お願ひします。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 30年度、予算措置をしています。建設についての予算措置をしていますということで御説明をさせていただきました。内容につきましては、まだ詳細等詰めてございませんけども、事業計画の中では30年度に補助金過疎債を活用してクリーンセンターの建設ということで考えてございます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ということは、建設方法も分離発注、設計と建設と分離とかプロポーザルというのは何も考えてないということなんやと思うんで、実際30年度に建設に入るということは、普通でしたら基本設計から始まって本設計して、その後建設というつमりの予算ですか。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） そこまで詳細に詰めてございません。ただ、天満区さんとの協定を厳守するためにはやっぱり30年建設、31年、2年ぐらひはかかりますので、それと余裕1年ぐらひというふうなお話をさせていただいてますので、まずは30年建設ということで予算措置もその時点で考えてございます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） わかりました。

今の現状で、今皆さんいろいろお聞きした中で選択肢は、1市1町と単独か、もとの2町かという3つの選択肢ぐらひしか残ってないと思うんですけど、その辺は皆さんの質疑の中でも3つに分かれた計画を各自計画的に進めていかなければ天満区との協定に間に合わないと思うんで、1市1町の話は話、単独でする可能性も出てきた場合には単独での計画もしてなかった

ら間に合わない、もとに戻して2町でやる場合という、タイムリミットから考えたらこれを3つ同時進行していくつもりでやっておられるんやと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） また特別委員会でも報告させていただきますけども、まず候補地の選定というのが大きくこれにかかわってこようかと思います。当然、新宮市さんとやるにおきましてはやっぱり新宮市さんに近いところといいますか、それと交通の便もいいところというふうなことになるまいろうかと思います。それと、造成にかかる期間もございまして、その期限協定が守れるようなスケジュールが組めるのかということもございまして、まずは候補地の選定も大きな要素となつてこようかと思います。

ですから、広域でやることはもう当然のこととして考えていく中で、候補地を頭に入れながらどういう方法をやっていけるのかということもまた特別委員会の中でも報告させていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 33年3月31日ですよ、天満区さんとの協定は。これは僕も厳守する必要があると思う。議会の皆さんも多分そう思ってると思います。先ほど言われたその33年3月ということは、じゃあ31年4月から建設に入らなんだら間に合わない、2年かかる、1年ぐらい余裕を持つから30年から建設に入らな間に合わないという認識ですね。

30年4月から建設、基本設計から始まるんやと思うんですけど、ということはそれまでに場所の選定をせなあかんということですね、まずは。建てる時にはそういうことですね。30年4月には場所の選定も終わってあるという前提の話ですよ、この30年度の予算措置というのは。ということは、これ30年の予算措置ということは29年4月までに環境調査が新たどころでしたら1年かかると、ということは29年4月、だから来年の4月からは環境調査に入らないと間に合わないという認識なのか、その辺お聞きします。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 8番議員さんにもそのスケジュール感のお話が出ましたけども、特別委員会のほうにおきましてはそのスケジュールのほうを報告させていただいておりますので、そこから逆算していただいたらそのことはもう議員さんもよくおわかりになってることかと思います。私どもも、もう時間がないということで把握しております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 確認だけなんでそうなんですけど、ほかの議員さんの質疑の中でもある一定の時期が来れば、今新宮と1市2町での話と1市1町での話をやめてまでも期限協定を守るという前提でお話をされてると思うんですけど、現実そういうふうにならば逆算した場合やったら、もう本当に来年の3月までには候補地を決めなあかんというような現状ですよ。

もう喫緊のことで急がなあかんことやという答弁は何回もされてると思うんですけど、例えば今の2町のところでしたらもう環境調査も済んでるからそれはそれでどうにかなると思うんですけど、新たなところでやらなあかんということは、新宮市に対してその場所の選定は勝浦でしてくださいよということが伝わってきてると思うんですけど、その辺は新宮市さんには3月ごろまでには場所の選定、ここはどうですかってお聞きせなあかんことになってくると思う。

総務課長も多分いつまでというのは言いにくいと思うんですけど、急がなあかんことやと思うんですけど、僕聞きたいのは、この枠組みで今新宮市で検討いただけてますけど、今回の新宮市議会の中の一般質問の中にクリーンセンターとかという質疑がないんですよ、全く。これ本当にちゃんと考えていただけてるのかなと思って。うちがちゃんといついつまでに、新宮市さんにこちらからお願いしたことなんですけど、ちゃんと検討していただかなかつたらうちも天満区との協定があるんで、済みませんけどこちらからごめんなさいという可能性もありますよということをもうちちょっと意思表示しとくべきじゃないかなと思うんですけど、その辺いかがですか、町長。

○副議長（曾根和仁君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 8番、9番、3番議員にも言うたんですけども、当然我々としては期限協定を遵守していくというんですか守らなければならないという命題がございますので、その時点で我々も決断すべきときには新宮にももう一度話をしなければいけないかなど。そのためには、前段で議員もおっしゃってるように、場所が選定できればそのところでどうですかとも伺いにも行きますし、その段になればいろいろな方法で新宮とも接触して、どうでしょうかと。

そのときにあくまでも1市2町ということであれば、再度太地のほうへも話を持っていくこともございましょうし、それでも無理やというのであれば、新宮も当然そのときに太地の意向というのが反映されるんであったとしたら、太地は1市2町でもという同意が得れるのであればそういうことも新宮へ話を持っていけるでしょうけども、今のところなかなか難しいけど、最大限努力しながら最終の期限までを熟慮しながら相手とも話をしていければと思っておりますし、最後は2町でやるという結論のところも視野にも入れながら、単独は最後の最後やというふうにせなんだら、当然我々の経費の分担、5対1であったとしてもうちの経費はその分軽減されるということもあるんで、そういうところも含めて我々も最大限努力する方向で今後進めたいと考えます。

期限については、ぎりぎりまで今担当課とも協議しながら進めればと考えます。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 1市2町でやるということは、本当に新宮市民の人も那智勝浦町も太地町民もこれ一番理にかなってあると思います。だけど、うちはうちでうちの理由があつて天満区さんとの協定、幾らこちらに水害があつたからということで5年間延ばしていただきましたけど、やっぱりそれは守るべきものやと思うんです。

新宮市さんに場所の提示をせんかったら、向こうもたたき台ないんやから検討もできんよというのほそれもそのとおりです。だから、大至急場所の選定をして全員の委員会なんで委員会のほうへ報告していただきたいと思います。そして、ある程度強い意志を持って新宮市に対しても、場所の選定をした場合、もういついつまでにはあなたはもうテーブルに乗ってくれる、乗ってくれんというのをはっきりしていただかんと、今お話ししている1市1町の話もなくなりますよという意味をちゃんと伝えていただいて、もしそれがだめなら次にもとの2町に戻るということもあり得るんですよということをこちらから強い決意を持って伝えていただきたいと思うんですけど、町長、その辺どうですか。

○副議長（曾根和仁君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、そういう時期になれば我々も決断をしなければならぬかなとは考えます。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 新クリーンセンターの委員会は全員が入ってるやつなんで、報告も委員会のほうで報告していただいたら結構なんで、クリーンセンターについてはこの辺にしていきたいと思います。

次に、観光施策について。

インバウンド対策についてということをお聞きしてるんですけど、私インバウンドは町の中でもいろいろお話を聞いて、何か来たらお風呂からシャンプーがなくなるんやとかよくお聞きして、昔日本人も海外に行ったときはそういうマナーやったんかなとは思ってたんですけど、ここ最近、一、二年、本当にインバウンドさんのマナーもよくなり、観光客の対象として今まで余りにしてなかったんですけど、うんとマナーアップして、今東洋人というんですかアジアから来られてるお客さんもレベルが上がったなと思って、こういう人はこちらがいいおもてなしをすればもう一度来てくれる対象になるお客さんやなと思っているんですけど。

最初はパックの旅行で来られてるんですかね、アジアの方は。だけど、最近熊野の魅力やマグロを楽しみに来られているようなお客さんが多いと思うんです。実際、ここ一、二年ですけど、私のお店のことで私的なことなんですけど、日本語の話せる通訳さんと一緒に来られて、ホテルに帰ってケーキ食べるんやって、このケーキは何でできてんのというような話とかもよくします。

ですが、いかんせん通訳さんが入っての旅行の方じゃない方は、店の前でケーキを見てうろうろして、買いたいんやけど言葉が通じんかなというような認識があるんです。何軒か同じようなお店をされてる方にお聞きすると、やっぱりうちもそうだよって、会話ができんからお店に入ってこれんというお客さんがおるなと思って。だから、もう一回来ていただかなあかんようなお客さんに対して、やっぱり観光としてはその辺の補助をしていかなんだらあかんの違うんかなと思うんです。

何点か提案させていただきたいんですけど、ピクトグラムという表示板、多分皆さんもよくお目にする、例えば防災でしたらこんな津波から逃げなさいよってというようなこんなやつなん

ですけど、こういう中にも観光ピクトグラム、これ多分助成金出るんやと思うんですけど、例えば勝浦駅とかというマークをつくって、バスのマークをつくって、那智の滝をつくって、この間はバスのマークで何分とかという、日本語がわからない方にも物すごい親切な形なんです。

以前、誰の一般質問かもう忘れましたが、観光客の方が地震の際に逃げられん、どこに逃げたらええんだということを困ってたという。だから、こういう表示をされてたら、日本の方でも外国の方でも簡単にわかりやすいと、こういうことを検討していただけんもんかなと思ってお聞きしたいんですけど。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

議員おっしゃられておりますインバウンド向けの表示板でございますけども、確かにそれを見ただけでどこに何があるというのがもうはっきりわかるような感じの表示でございますし、町のどの部分についたら観光的には有効なのかなという部分もございますが、そういった面を考え合わせても今後有効に利用できるようにも思いますので、考えていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ぜひよろしく願いいたします。

もう一点は、インバウンドのお客さんに対してQRコードですか。自分とこのお店の話ばかりするので悪いんですけど、来られてこのケーキは何でできてるのという質問ができない困ってある人、QRコードをつけて、例えばうちの商品でしたらこの商品は何でできてるというスマートフォンでわかるようなそういうサービスをされていることや、よその他府県で結構そのインバウンドの人たちに対して、商店に対して3者通訳とか、三重県ですかね、3者通訳とか受け入れ環境のアドバイスとかということとか、あと徳島県では看板やプレートの作成の多言語表示できるような助成とか補助金、高知なんかでもそういうようなインバウンドの方のこれは必要やなという助成を出されているんです。

うちもそういうことを考えて、多分商工会連合会の補助金でしたか、メニューを多言語表示できるような補助金を使ってやられた店も何件かあると思うんですけど、若い店主の方やったらやりやすいと思うんです、補助金もらってやることは。だけど、うちの現実からして年配の方がそういう対応をできるんかという、だからこの三重県でしたか、そういうことも完全にかわりにやったらよとって、日本語である程度書いてきていただいたらそういうことをかわりにやってあげるよって。

例えば、僕が旅行者やったら、ああ、この町は旅行者に優しいんやなと思って、今そのインバウンドの方たちがほとんど来られてるというのは、行く場所をフェイスブックで見たりユーチューブで見たり、ここは楽しそうやなと来られる方がかなりふえてきてるみたいです。テレビでもよく取り上げられてますけど、何でこの行き先を決めたんだって言ったら、誰々のフェ

イスブックで見たらこの行事がおもしろかったって。

ことでしたか、二河の火祭りでオランダの方と会いました。それは何かで見られて来られて、ちょうど観光協会のインドネシアの通訳の方が入られて一緒に、別々に来られたんですけどその方が通訳のかわりをしていただいたんですけど、そういうふうに対応の形で、そういう方がまた帰られてフェイスブックやユーチューブなんかの中でおもしろかったよって言ったらそういうリピーターが出てくると思う。どこの商店に入ってどの商品を買っても日本語がわからなくてもこの町は大丈夫やというたら、どうしても楽しく思えてくると思うんです。

だから、そういうサービスの対応は当局としてできるもんなんかいな。お聞きします。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

本町におきましてはその通訳等々の制度はございませんが、この和歌山県のほうで翻訳サービス、そしてまた多言語の電話の通訳というのをサービスしております。こちらのほうは10カ国語に対応しております、各店舗さんのほうで契約していただいて月に30回程度の電話は受け答えさせてもらうというような制度でございます。

そしてまた、先ほど議員さんもちらっと言うておりましたが、うちのC I Rがございますので、そちらのほうでもお店屋さんにも頼まれまして、いろんな看板であるとか商品の説明であるとかも何件かは翻訳させていただいていると聞いてございます。

そしてもう一つ、QRコード等で商品をスマートフォンでかざしたらスマートフォンに出てくるようなサービスしている会社もかなり出てきておまして、そういったところに頼めば当然ランニングコストというのは出てくるんですけども、それによって外国の方がお店でQRコード、それからバーコードをかざただけでその製品が何であるかというのをウェブ上で見れるというようなこともあります。

こういったことを先ほども議員さんおっしゃっていましたが商工会等を巻き込んで町全体でやらないと、一店舗一店舗だと、おっしゃいますとおり若い店主さんとかやったらやれますけども、高齢者の店舗主さんやとちょっと無理かなというのも考えてございますので、これもまた今後の検討課題ではございますけども、町だけではなかなかやれるものではございませんし、商工会さん等ともいろいろ話をさせていただいて検討していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） その点でもう一点、多分観光協会か何かの予算やったと思うんですけど、QRコードで歴史とか那智大社とかに関しての説明がQRコードか何かでできるということをもうやっていますよね、やってないですかね。

○副議長（曾根和仁君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

QRコードにつきましては、10年ほど前なんですけども国土交通省が主体で熊野古道ナビゲーションというのを実証実験っております。そのときに各観光地に、那智山周辺が主なんで

すけども、既にQRコードの張りつけをやっていますので町内約30カ所ぐらいQRコードを張っています。

実際、私が現場に行って張ってきましたんで体験してるんですけども、そのときはナビゲーションといいましてこういった機械で説明する道具で使っていたんですけども、それは期間限定の実証実験だったんですけども、QRコードにつきましては実際観光地等を中心に張っているのは事実でございます。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） それは実験で、今はもうできないということですか、やっていないということですか。

○副議長（曾根和仁君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） QRコードのシールは残っております。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 機能するんですか、QRコード。

〔建設課長橋本典幸君「多分機能すると思います」と呼ぶ〕

そうですか。

先ほどの商店のそういうQRコードもそういう観光のQRコードも兼ねて一回検討していただきたいと思うんですけど、よろしく願いできますか。

○副議長（曾根和仁君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 10年ほどたっておりますので、再度機能するかどうか確認して調査させていただきます。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ぜひ検討をよろしくお願いします。

もう一点、前回私の一般質問の中でインフラの活用の中で、グリーンピアの利活用の件で桜を植えればどうだということをお話ししたんですけど、その辺にちょっと検討されているのかお聞きしたいと思うんですけど。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 前回、グリーンピアに桜を植えて時期もずらして観光の目玉にしたらどうだというふうなお話をいただきました。私どものほうといたしましては、グリーンピアの管理の担当になっておりますので大々的にやるのであればホテル、まだグリーンピアを活用したいという声もたまにございますので、そのような方の意向と合うのかどうかということが心配となってまいりますが、ただこのまま公園として利用するのであればそういうふうな活用もできるのではないかなとは考えてございます。大変興味深いお話であろうかと思いません。

実施に当たりましては、費用等もかかってまいりますので、そこらあたりは観光産業課のほうからお答えさせていただきます。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

観光産業課のほうといたしましてはかなり興味深い発案でございまして、ぜひ何かの機会にやってみたいなどは思っております。そしてまた、費用等々につきましても前回の答弁の中で鹿対策等々やりながら安い、1,000円、2,000円の苗を植えていくというような方法であれば、そう高くないと思っておりますので実現は可能と思っております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） よろしくお願ひいたします。

既存インフラの活用についてもう一点。もともとあるインフラ、要はインフラの意味というのは道路や通信公共施設、狭い意味でいうたらそうらしいです、広い意味でいうたら産業生活の基盤となる施設。お金をかけて何かをするというのは簡単なことやと思うし、箱物をつくるのは大変なことやと思うんですけど、今まである施設、これをどういうふうを活用していったらもっと効率よく活動できるかということを考えていただきたいと思うんですけど、一番最初に今ある道の駅についてどのような考えがあるんかお聞きします。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

道の駅「なち」、那智駅交流センターの関係でございまして、本年度予算で地域おこし協力隊のほうを雇う予算いただきまして募集をいたしておったんですけども採用までは現在至っておりません、なかなかこれを利用して民間の力といいますか民間の知恵をかりて運営の改善を図っていきたくて考えておりましたが、なかなかうまくいってございません。

そしてまた、次年度に向けても地域おこし協力隊の募集、それから直売所についてでございますけども、こちらのほうは赤字ではなくて黒字でございますが、なかなかふだん野菜の品切れが多い等々の苦情もございまして。こういったことも新しいPOSというレジシステムでございますが、こういったものを入れていって出品者に午前中で売り切れていることをお伝えしたり、それから町内の産品だけでなく現在も町外も全て受け入れておりますが、それらもどしどしPRしていって品物をふやして黒字といいますか収入を多くしていきたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 指定管理していきたくてということなんですけど、多分難しいのは農産物販売所と丹敷の湯と那智駅交流センターですか、この3つがあつて道の駅やと思うんですけど、もう指定管理というのは3つ兼ねての考えで指定管理したいと思うんですけど。やっぱりこれも分けて管理していかなければ、もう太地も道の駅ができる、新宮も道の駅ができるというて、これうちがもうこのままやったら道の駅の機能がなくなってしまうのかなって思っちゃちょっと心配するんですけど、何かの手法をとってでも指定管理して活性化していかなあかんと

思うんですけど、その辺はいかがですか。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

指定管理のほうもいろいろ検討はいたしております、指定管理を出すに当たってはある程度の赤字幅の減少というのが必要になってきまして、議員おっしゃいますとおりその赤字の部分、道の駅の部分とか情報センターの管理、トイレの管理等々はもう完全にお金が出ていくだけの赤字の部分でございまして、そういった赤字の部分を埋め合わせる形で指定管理料をお支払いして指定管理をしていただくという方法になってこようかと思ひます、最終的には。

ただ、それをいたしますにしても、とりあえずは指定管理ではなくて地域おこし協力隊のような民間の知恵を出していただいて、もう少し改善していい方向に持っていったら指定管理の募集というような格好に持っていきたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） もう数年したら、近くの道の駅が多分いろいろお話は聞こえてくるんですけどこれはすごいなと思つてうちの脅威になるなと思つるので、ある程度覚悟して本当に分離してでも農産物だけ先に指定管理するとかそういうことを考えていかんかったら、本当にうちの道の駅自体が存続が危ぶまれるぐらいになってくると思ふんです。その辺は、ぜひ今の観産の中の若い人らに考えていただいて対策を練っていただきたいと思ふんです。

その辺をよろしくお願ひしたいのと、もう一点既存インフラの活用について、道の駅とことし多分にぎわい広場の件で予算が出てかなり補助金をいただいてよく頑張つてやっていただいたなと思つて、あれも今までの土日利用だけでやってたらやっぱりお店のほうも入りにくいしお客さんも来にくいということがあるので、ああいう通年を通した店舗のような形にするということで説明を受けて、ああ、これはいいことだなと思つて、よく考えたなと思つてたんですけど。

ことしも那智の浜でバーベキューができるとかスタンドアップパドルボードとか若手の方が考えていただいたんだと思ふんですけど、来年に向けてこれをどうしていくか、ことしは多分環境省をかなり説得してバーベキューさせていただいたと思ふんですけど、これをもう一ステップ上げて、例えばキャンプができるとか、スタンドアップパドルボードの場合だったら夏のシーズン以外はツアーができますよとか、そういう観光のアピールをしていけばどうかと思ふんです。

昔、那智湾のCCZ計画ですか、そういう海沿いのところをもうちょっと観光をアピールしていったらどうだという計画で捨て石を入れたりいろいろ整備されたと思ふんですけど、今回天満海岸の護岸がフレア護岸に変わるというてかなり遊歩道みたいな舗道が大きくとれるようになるので、ある地域でしたら、そういう護岸を利用して花火護岸とか、例えば海沿いのウォーキングとかそういうのをどんどん打つて出るところが多いんです。そういうことを検討していただけんもんかいなと思つて質疑させていただいたんですけど、いかがですか。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

那智の浜の関係でございます。スタンドアップパドルボード、そしてまたバーベキューエリアの設置等本年度やらせていただきました。バーベキューエリアにつきましては、急遽で設置させていただいた関係もございまして12組程度の利用でとどまっております。

そして、来年度に向かってでございますが、こちらのほうは手ぶらで来ていただいて、ほんでバーベキューのセット、それから材料等々こちらのほうで用意して、そしてバーベキューをしていただくというようなものをPRしていきたいと考えてございます。

そしてまた、スタンドアップパドルボードにつきましても、当初からスタッフの方々からいろいろと知恵をいただいておりますしやりたいことはかなりあるようでございます。そういった中で、また来年度に向けて一緒に考えていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） あわせて、那智湾の利用計画につきまして御説明させていただきます。

現在、津波に対しまして避難困難地区の解消ということで、老朽化対策で護岸工事が事業化されております。これは、あくまでも人命、財産を守るというのが大前提でございますが、結果といたしまして遊歩道的に約5メートルほどの管理道路が完成する予定になっております。

したがいまして、また管理者との協議も必要ですけれども、そういった遊歩道を有効に生かして、議員おっしゃいました例えば花火とかという通年を通して利用が考えられるのではないかと考えております。ただし、安全管理等の面もありますので、今後は管理者と十分協議しながら有効利用というのを模索していきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） バーベキューの件なんですけど、その中でもバーベキューをする場所、キャンプができないとか、今誘客せんでもキャンピングカーいっぱい来てますよね。昔一般質問の中でもRVランドって言って電源、今夏のキャンピングカーというのは外部電源がなかったら生活できひんぐらい暑いんですよ。なかっても、道の駅に車はとまってるんです。だから、例えば外部電源貸します、幾らです、ごみを片づけたら幾らですというような形をすれば、その人たちに利用していただけたら言わなくてもとまってるものに採算がとれてきた場合、那智駅交流センターの中でも人件費が出てきたりするんやと思うんですけど、その辺も考えて検討していただきたいんですけど、その辺いかがですか。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

電源等々を駐車場に引いてということかと思っておりますけども、それについては今考え得るのは那智駅交流センターをどこまでそういった設備を置くことが可能なのかということが1点ござ

いますけども、そういったことが可能であれば、議員おっしゃいますとおり収入の一つとして考えられるのではないかと思います。興味深い話やと思います。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 現実、ちょっと大き目の白い線を引いて多分100ボルトの電源を引くだけで10万円もあつたらできると思うんです。それでとまっていく、要はどんだけ利用してくれるかが問題なんですけど、利用せんかったら最初の投資だけで電気代要らんで考えていただいたら指定管理になりやすくなるんじゃないかなと。

今、道の駅のところは国交省の管轄でそういうことはできないかもわかりませんが、その隣接した土地とか、多分あの駐車場の中に那智勝浦町の所有の土地ってあつたんやと思うんですけど、その辺も検討していただいて考えていただいたらと思います。その辺、最後に一言だけお願いします。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

今議員おっしゃいますとおり、その土地の関係もごございますので調査はさせていただきたいと思っておりますけども、そしてまたそういったことをPRしてキャンピングカー等あそこへ来ていただければお風呂の利用というのも上がるのかなとは今考えた次第でございまして、こちらについては興味深い御提案でございましてじっくり考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 検討よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○副議長（曾根和仁君） 12番東議員の一般質問を終結します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時10分 散会